

第3期糸島市障害者計画 (支援の輪プランいとしま)

令和3年度～令和7年度

令和3年3月

糸 島 市

目 次

第1章 計画の概要	
1. 計画策定の趣旨と背景.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画期間と目標年度.....	3
4. 計画の対象とする障がいのある人の定義.....	3
5. 計画の策定体制.....	4
6. 前計画の進捗状況等.....	4
第2章 障がいのある人の現状	
1. 障がいのある人の現状.....	6
第3章 計画の基本的な考え方	
1. 基本理念と目標.....	11
(1) 基本理念.....	11
(2) 目標.....	11
2. 計画の推進体制.....	14
第4章 施策の展開	
1. 施策の体系と重点施策.....	16
(1) 施策の体系.....	16
(2) 重点施策.....	20
2. 分野別の主な施策の内容.....	21
① 安全・安心な生活環境の整備.....	21
(1) 住みやすい住宅整備の推進.....	21
(2) バリアフリー化の推進.....	22
② コミュニケーションの支援.....	23
(1) 情報確保の充実.....	23
(2) 交流活動への参加促進.....	25
③ 防災、防犯等の推進.....	25
(1) 防災・防犯対策の推進.....	25

④	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	27
	(1) 啓発・広報活動の充実.....	27
	(2) 障がいのある人の人権と権利擁護、虐待の防止.....	28
	(3) 福祉教育の推進.....	30
⑤	自立した生活の支援・意思決定支援の推進.....	32
	(1) 相談支援体制の充実.....	32
	(2) 家族支援の充実.....	33
	(3) 障害福祉サービスの充実による地域生活支援.....	35
	(4) 介護予防施策との連携.....	38
	(5) 生活安定施策の推進.....	39
	(6) ボランティアの育成.....	40
⑥	保健・医療の充実.....	41
	(1) 保健・医療の充実.....	41
	(2) 精神保健との連携.....	42
⑦	行政等における配慮の充実.....	43
	(1) 行政機関等における配慮及び障がいのある人に対する 理解の促進.....	43
	(2) 選挙における配慮.....	44
⑧	雇用・就業、経済的自立の支援.....	45
	(1) 障がい者雇用の促進.....	45
	(2) 就労支援の充実.....	46
⑨	療育・教育の充実.....	47
	(1) 療育環境の充実.....	47
	(2) 特別支援教育の充実.....	50
⑩	文化芸術活動・スポーツ等の振興.....	52
	(1) スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の促進.....	52

参考資料

糸島市障害者福祉長期計画策定審議会規則.....	54
糸島市障害者福祉長期計画策定審議会委員名簿.....	55
用語解説.....	56

本計画における「障がい」・「障害」の使い分けについて

糸島市役所では、障害の「害」の漢字の表記に否定的で負のイメージがあることから、できるだけひらがなで表記することにしていきます。本計画においても、障がいのある人の基本的人権を尊重し、心のバリアフリーを推進する観点から、ひらがな表記を行うものです。

ただし、法令・条例や制度などの名称、施設・法人・団体などの固有名詞が「障害」となっている場合と、「視覚障害」「障害物」「障害を除去する」など人を指さない場合については、そのまま漢字で「障害」と表記しています。

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨と背景

本市では、障がい者施策に係る中長期的な計画として平成 22 年度に計画期間を平成 23 年度から平成 27 年度までとする「糸島市障害者計画」（支援の輪プランいとしま）、平成 27 年度に計画期間を平成 28 年度から令和 2 年度までとする「第 2 期糸島市障害者計画」（支援の輪プランいとしま）を策定し、「安心できる暮らしと、社会参加を支えるやさしいまちづくり」を基本理念に障がい者施策を展開してきました。

この間、国においては、平成 23 年に障害者基本法が改正され、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが新たに法の目的として規定されました。

平成 24 年 10 月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が施行され、平成 25 年度には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が施行、平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行されました。

また、平成 30 年度には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正・施行され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われることになりました。

今回の計画策定は、こうした障がいのある人を取り巻く状況の変化を踏まえ、計画最終年度を迎えた現行計画を見直し、本市の障がい者施策の基本的な方向と具体的な取り組みについて明らかにするとともに、施策の着実な推進を図るために策定するものです。

また、2015 年（平成 27 年）の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）では、「3 すべての人に健康と福祉を」「10 人や国の不平等をなくそう」など 17 の目標が掲げられました。「誰一人取り残さない」という SDGs の理念を踏まえ、本計画を推進していきます。

【障害者関連法整備等の主な動向】

	国の動向
平成 23 年	「障害者基本法」の改正・施行 <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会における共生、差別の禁止、合理的配慮等
平成 24 年	「障害者虐待防止法」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・通報義務、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務
平成 25 年	「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正・施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害児支援の強化、相談支援の充実等 「障害者優先調達推進法」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達、調達方針の策定等 障害者基本計画（第3次）策定
平成 26 年	「障害者権利条約」を批准 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする 「障害者総合支援法」の改正・施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分の創設、障がい者の定義に難病等を追加、重度訪問介護の対象者の拡大等
平成 28 年	「障害者差別解消法」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等 「障害者雇用促進法」の改正・施行 <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務等 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・社会的障壁の除去、切れ目のない支援等
平成 30 年	障害者基本計画（第4次）策定 「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 「障害者による文化芸術活動の批准に関する法律」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進

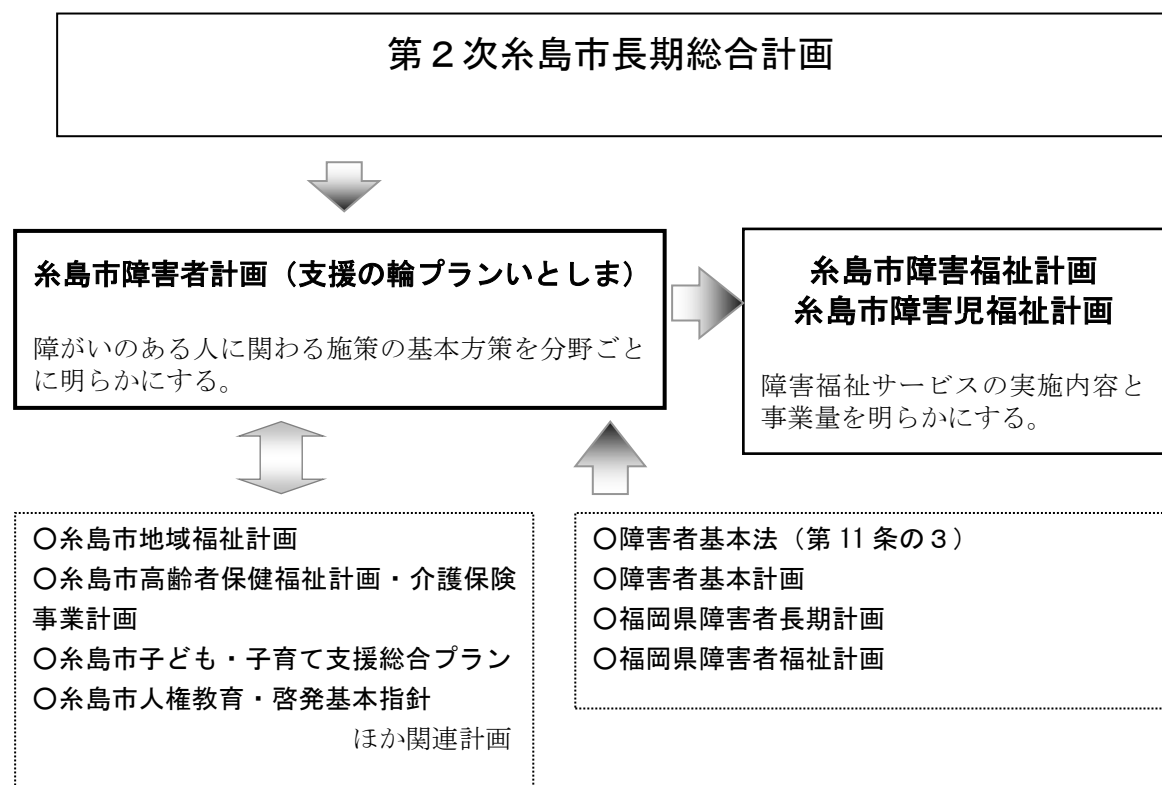
2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条の規定に基づき、国の障害者基本計画と福岡県障害者長期計画などを基本とするとともに、「第2次糸島市長期総合計画」に即し、本市における障がいのある人の状況を踏まえて、障がい者施策に関する基本的

な計画を策定します。

また、「第2期糸島市地域福祉計画」、「糸島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」や「糸島市子ども・子育て支援総合プラン」などの市の関連計画と整合性を図って策定するものです。

■ 計画の位置づけ ■



3 計画期間と目標年度

この計画の期間は、令和3年度から5か年とし、目標年度を令和7年度とします。ただし、障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化や関連法制度の変更が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象とする障がいのある人の定義

「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条に、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会

生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されています。

また、障害者総合支援法施行により難病等が障がい者の範囲に加えられています。

5 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、市民や関係者の意見を広く反映するため、市民公募委員や保健・福祉関係者、関係団体代表者の14人で構成する「糸島市障害者福祉長期計画策定審議会」を組織し、検討を行いました。

また、計画原案についてパブリックコメント（市民意見提出手続）を行い、計画に対する市民意見を広く聴取しました。

6 前計画の進捗状況等

市では、平成28年度から令和2年度までを計画期間とした「第2期糸島市障害者計画」（支援の輪プランいとしま）に基づいて、94施策に取り組みました。

これらの施策については、糸島市障害者計画推進本部会議において、進捗状況の点検・管理等を行い、計画の推進に努めました。

前計画（平成28年度～令和2年度）の概要

基本理念

安心できる暮らしと、社会参加を支えるやさしいまちづくり

- 目標
- 1 生活支援のための環境づくり
 - 2 保健・医療の充実
 - 3 療育・教育の充実、スポーツ・文化芸術活動等の振興
 - 4 就労、経済的自立の支援
 - 5 生活環境の整備
 - 6 コミュニケーションの支援
 - 7 安全・安心対策の推進
 - 8 差別の解消及び権利擁護の推進
 - 9 行政サービス等における配慮

(1) 5年間で進んだ主な施策

○相談支援体制の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、障がい者相談支援センターを1か所増設し、計4か所となったことにより相談体制の強化が図られました。

○障害福祉サービスの充実

放課後等デイサービス事業所の増加により、障がいのある子どもの生活能力向上の訓練等の機会が増加しました。

○障害福祉サービスの充実による地域生活支援

障がいのある人の地域における居住の場の一つとしてグループホームの整備が促進されました。

○療育環境の充実

医療的措置が必要な重度障がいのある子どもを受け入れる事ができる施設が確保できました。

(2) 課題が残されたもの

○障害福祉サービスの充実による地域生活支援

グループホームの整備は促進されましたが、将来的な自立・地域移行を見据え、今後もグループホームの確保に努めるとともに、重度障がいのある人にも対応できる専門性を有し、障がいのある人や家族の緊急事態に対応を図るための拠点の整備が必要です。

○障害福祉サービスの充実による地域生活支援

入院中の精神障がいのある人の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進めるための取組が必要です。

○啓発・広報活動の充実

福祉に関するアンケート調査の結果では、「障害であることで差別や嫌な思いをしたことがある」と答えた人がまだ多くいます。障がいのある人に対する理解と問題意識を高める必要があります。

第2章 障がいのある人の現状

1 障がいのある人の現状

(1) 障がいのある人の数

1) 身体障がいのある人

本市の身体障害者手帳所持者数は、4,169人となっています。

1級の所持者が多く、次いで4級、2級となっており、比較的重度の障がいのある人が多い状況です。障害種別では下肢障害が最も多く、次いで上肢障害、心臓機能障害となっています。

重度の障がいのある人(1・2級)が多いのは、加齢に伴う脳梗塞などの脳血管障害から肢体不自由の障害が発生した人や、心臓病による心臓ペースメーカーの利用者などが重度の等級に判定されることに起因していると考えられます。

身体障害者手帳所持者数は、ほぼ横ばいで推移しており、平成27年から5年間で85人、2.0%の減少となっています。

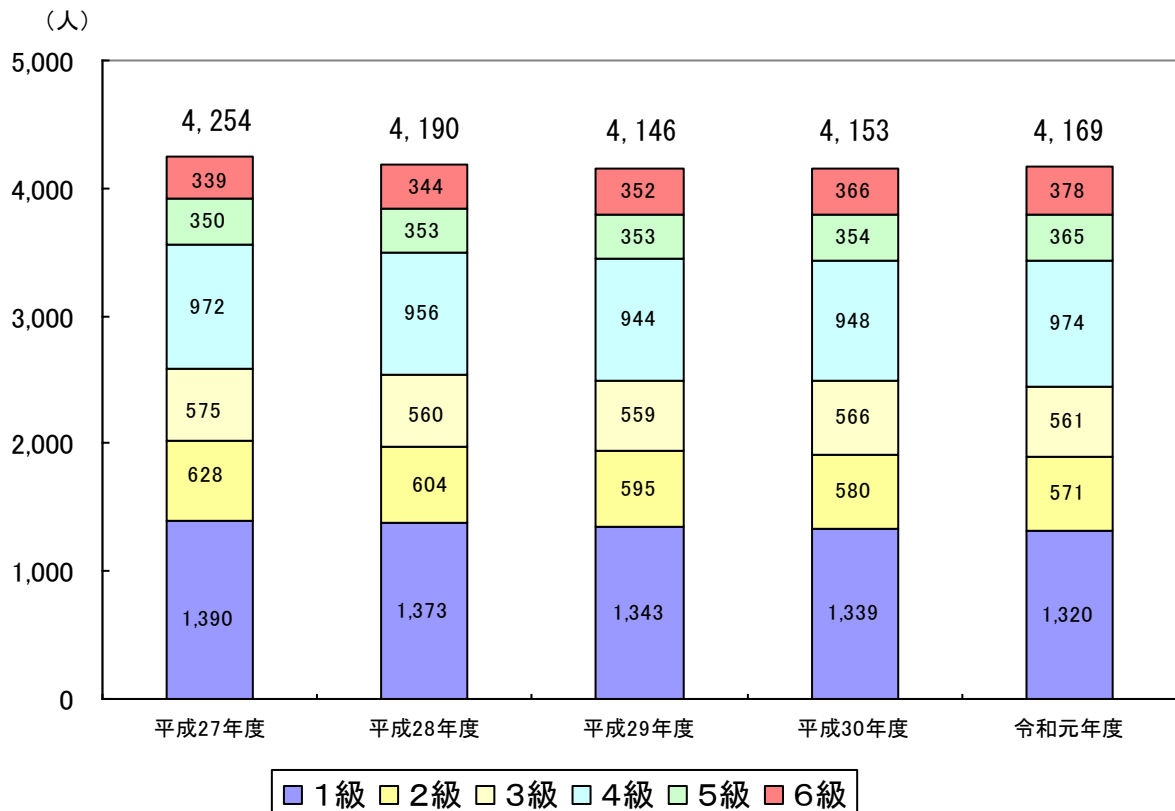
■身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

主たる障害		障害等級						合計	構成比(%)
		1級 重度	2級	3級	4級	5級	6級 軽度		
		74	67	15	22	34	17	229	5.49
視覚障害		32	70	30	51	0	137	320	7.68
聴覚障害		0	0	2	0	3		5	0.12
平衡機能障害		11	7	23	17			58	1.39
音声・言語・そしゃく機能障害		260	249	101	99	68	58	835	20.03
肢体 不自由	上肢	96	107	205	498	225	165	1296	31.09
	下肢	21	49	33	0	34	0	137	3.29
	体幹	4	10	3	0	1	0	18	0.43
	上肢機能	1	4	1	1	0	1	8	0.19
	移動機能	509	1	106	142			758	18.18
内部 障害	心臓機能障害	290	0	0	0			290	6.96
	じん臓機能障害	14	0	25	12			51	1.22
	呼吸器機能障害	0	1	12	128			141	3.38
	ぼうこう・直腸機能障害	0	1	1	1			3	0.07
	小腸機能障害	3	4	4	3			14	0.34
	免疫機能障害	5	1	0	0			6	0.14
	肝臓機能障害	合計	1,320	571	561	974	365	378	4,169
構成比(%)		31.66	13.69	13.46	23.36	8.76	9.07	100	

出典：庁内資料 令和2年3月31日

■身体障害者手帳所持者数の推移



出典：庁内資料 各年度3月末現在

2) 知的障がいのある人

本市の療育手帳所持者数をみると、18歳未満の知的障がいのある人では、「B2（軽度）」等級が多く、全体の64%を占めています。

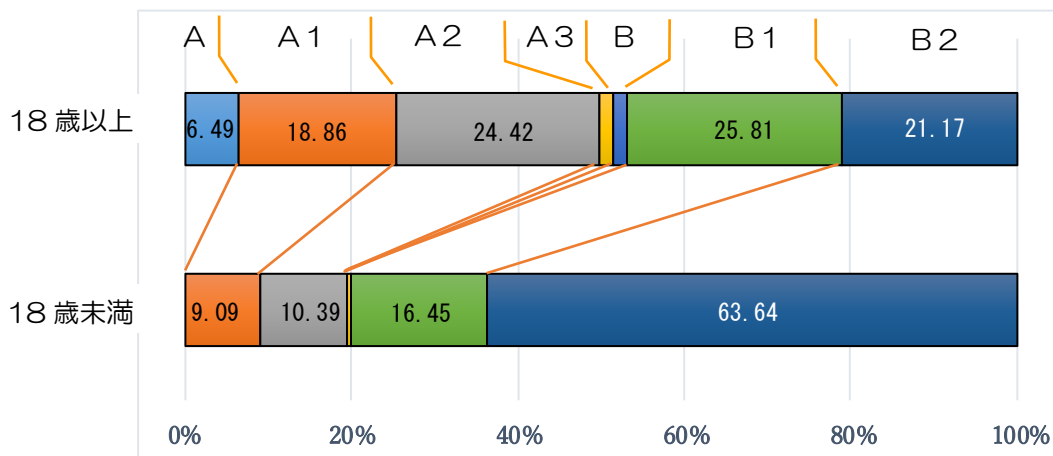
これは、障害の早期発見、早期療育などの取り組みから軽度の障害で手帳の申請が進んだことによるものと推測されます。

なお、国の基準ではAまたはBの判定までですが、平成14年度から、県ではこの区分をさらにA1、A2、A3などと細分化して判定しています。このため、以前判定された人で再判定の必要のない人は、AまたはBの区分のままとなっています。

療育手帳所持者は年々増加傾向にあり、平成27年からの5年間で144人、19.6%の増加となっています。

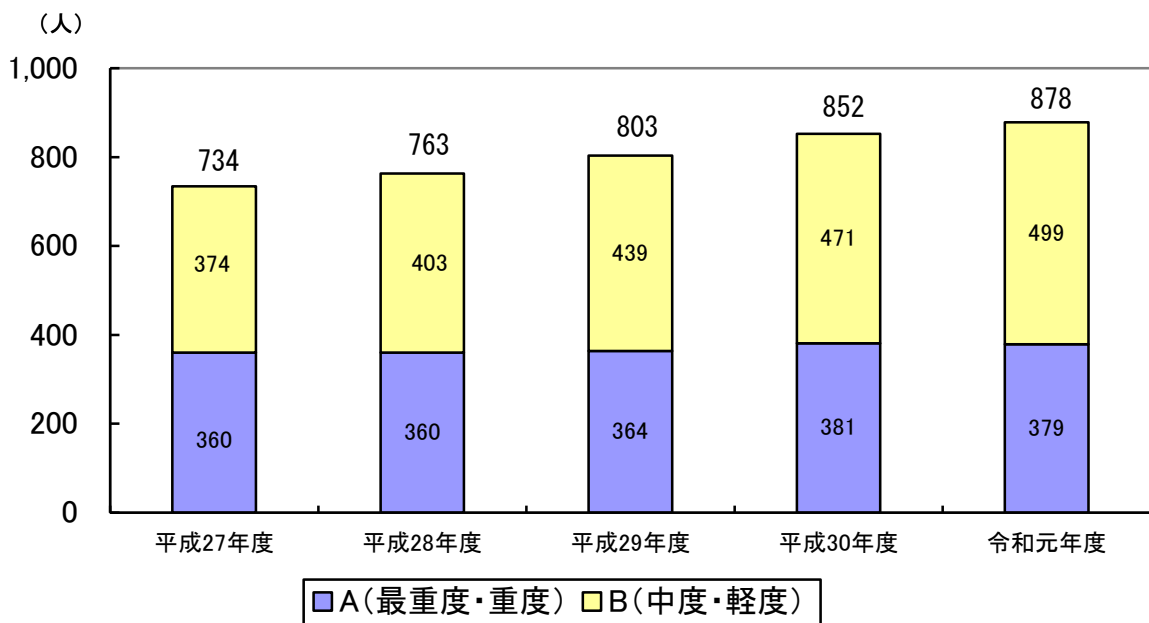
■ 療育手帳所持者数

		18歳未満		18歳以上		計(人)
		実数(人)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)	
A		0	0.00	42	6.49	42
A1	最重度	21	9.09	122	18.86	143
A2	重度	24	10.39	158	24.42	182
A3	重度・合併	1	0.43	11	1.70	12
B		0	0.00	10	1.55	10
B1	中度	38	16.45	167	25.81	205
B2	軽度	147	63.64	137	21.17	284
計		231	100	647	100	878



出典：庁内資料 令和2年3月31日

■ 療育手帳所持者数の推移



出典：庁内資料 各年度3月末現在

3) 精神障がいのある人

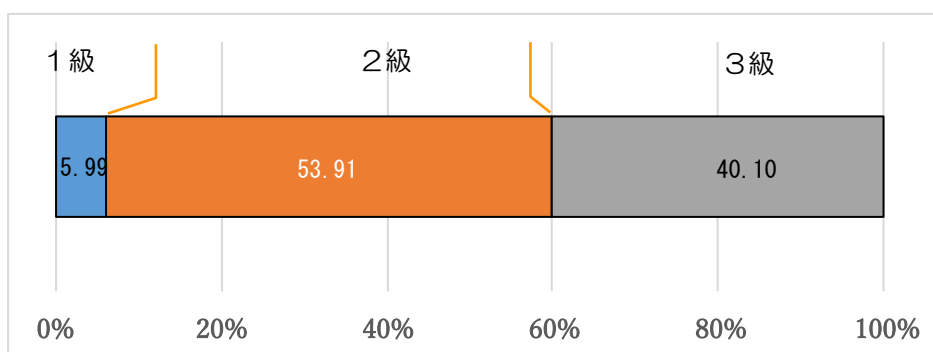
①精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人とは、心の病による障害のために日常生活や社会生活に制限のある人のことで、本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は768人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加傾向にあり、平成27年から5年間で247人、47.4%の増加となっています。

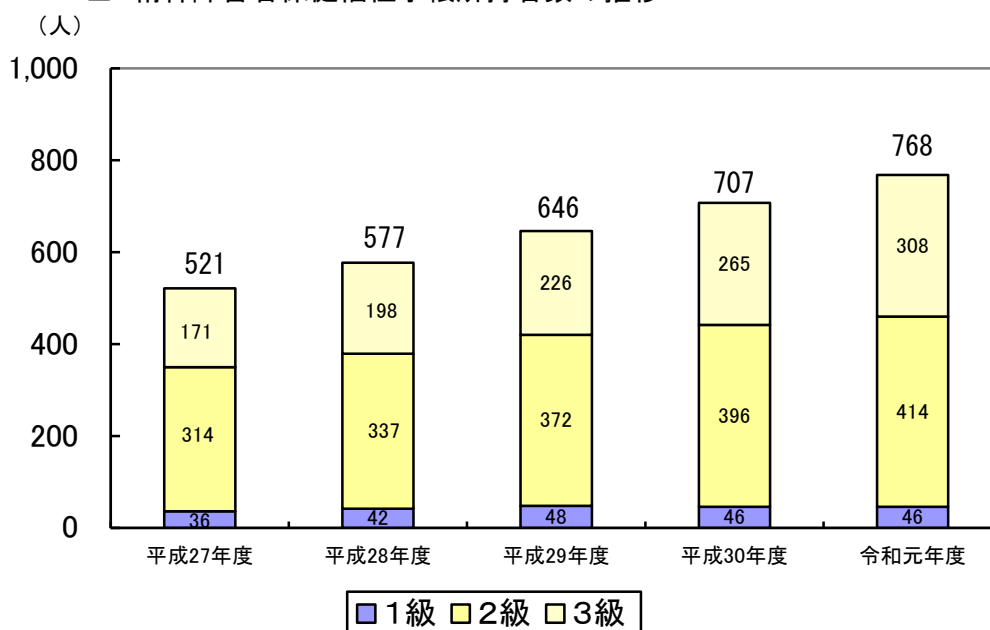
■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

		実数(人)	構成比(%)
1級	重度	46	5.99
2級	中度	414	53.91
3級	軽度	308	40.10
計		768	100



出典：庁内資料 令和2年3月31日

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



出典：庁内資料 各年度3月末現在

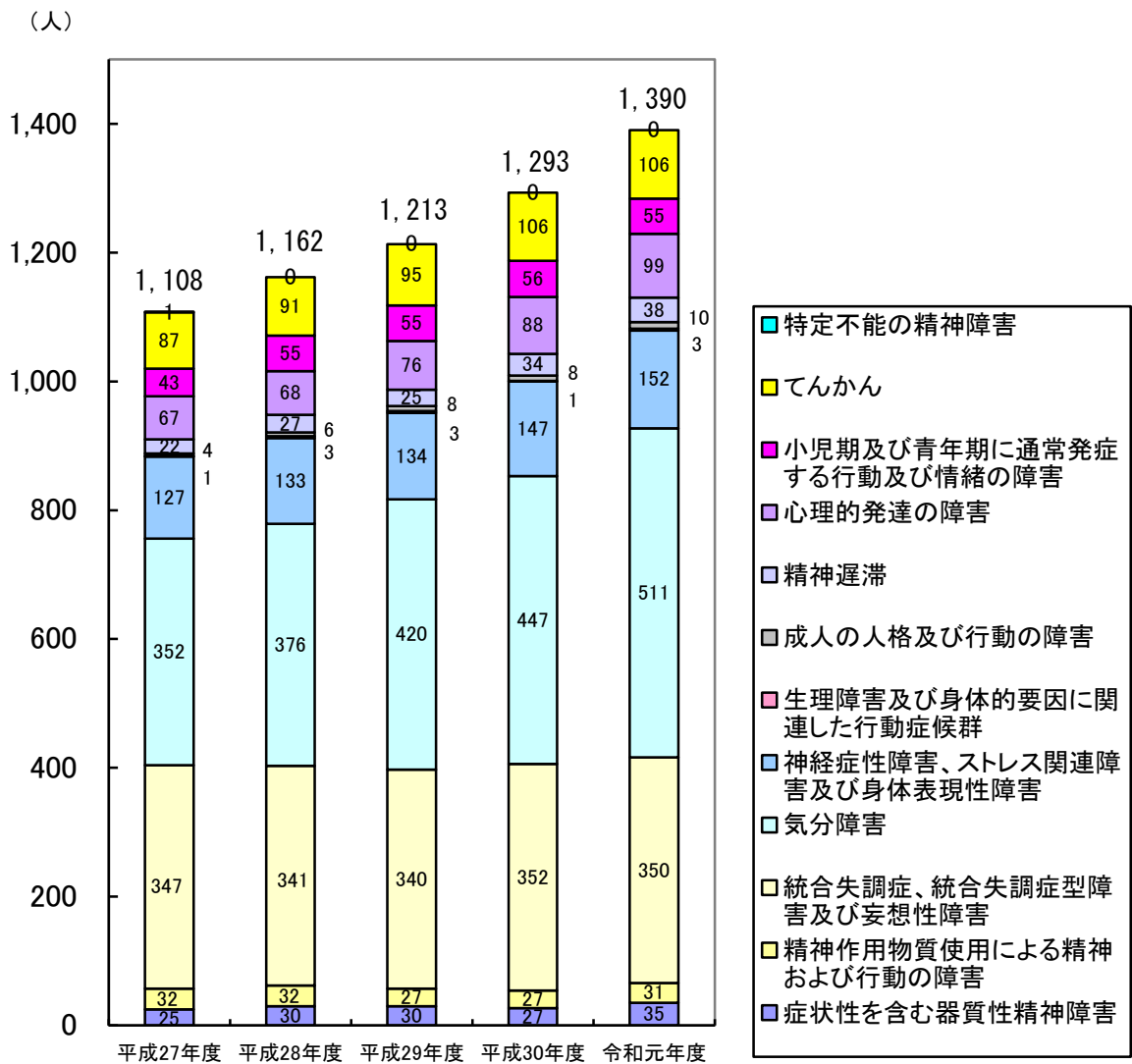
②自立支援医療費（精神通院医療）

自立支援医療費（精神通院医療）の市内受給者数は1,390人となっています。

仕事や日常のストレスなどから、心身のバランスを崩し、手帳の取得までにはいたらないで精神通院医療のみの支給を受ける人が増加しています。

また、発達障害に対する理解が深まったことにより、精神通院医療の支給を受ける人も近年増加しています。

■ 自立支援医療（精神通院）制度利用者数の現状と推移



出典：庁内資料 各年度3月末現在

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と目標

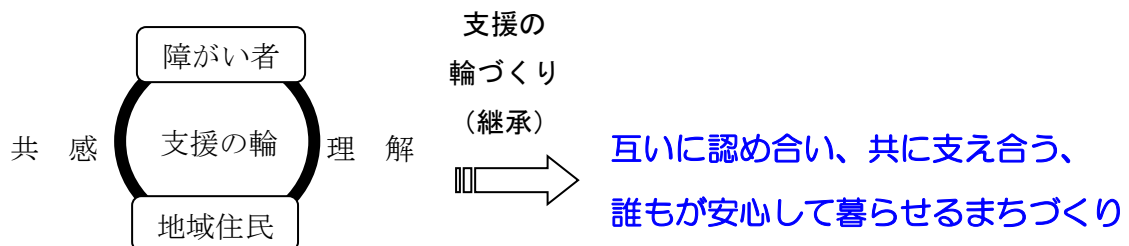
(1) 基本理念

互いに認め合い、共に支え合う、
誰もが安心して暮らせるまちづくり

第1期、第2期計画では、「安心できる暮らしと、社会参加を支えるやさしいまちづくり」という基本理念のもと、やさしさと思いやりのある心で支援の輪をつくり、社会参加を支えていこうというものでした。

第3期計画の基本理念は、これまでの方向性は引き継ぎながら、国が推進している『地域共生社会の実現』をより明確にした「互いに認め合い、共に支え合う、誰もが安心して暮らせるまちづくり」とします。

障がいのある人もない人もお互いの個性を認め合い、補い合い、共に支え合うことにより誰もが安心して暮らせるまちを目指すものです。



(2) 目標

基本理念を踏まえ計画の目標を次のように設定します。

1. 安全・安心な生活環境の整備
2. コミュニケーションの支援
3. 防災、防犯等の推進
4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
6. 保健・医療の充実
7. 行政等における配慮の充実
8. 雇用・就業、経済的自立の支援
9. 療育・教育の充実
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

1. 安全・安心な生活環境の整備

ユニバーサルデザインの観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくりを推進するため、交通ターミナル周辺や生活道路のバリアフリー化により、安全な交通環境の整備を進めます。また、公共建築物、公園、観光地などの多数の人が利用する施設もバリアフリー化の推進を図ります。

住宅改修への補助などによる住居のバリアフリー化により、安全で住みやすい住宅整備を推進します。

また、障がいのある人の地域における居住の場の一つとして、グループホームの整備を促進します。

2. コミュニケーションの支援

障がいのある人が円滑に情報等を取得できるよう、情報通信機器等の活用や手話通訳者・要約筆記者による支援を行うとともに、ICT の発展等も踏まえつつ、情報提供の充実やコミュニケーション支援の充実を図ります。

3. 防災、防犯等の推進

障がいのある人が安全に安心して生活することができるよう、地震、大雨などの自然災害時における避難誘導の体制づくりを図ります。

また、犯罪に巻き込まれないような防犯対策の推進に努めます。

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障害者差別解消法等に基づく障害を理由とする差別の解消には、障がいのある人に対する理解と正しい認識が必要です。そのために、積極的な広報活動を通して啓発を進めていきます。

また、障害者虐待防止法に基づく障がいのある人への虐待の防止等に努め、障がいのある人の権利擁護のため成年後見制度や日常生活自立支援事業などの活用を促進します。

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、身近な場所で必要な日常生活や社会生活を営むための支援体制を整備することが重要です。

糸島市自立支援協議会の充実や糸島保健福祉事務所などの関係機関とさらに連携を深めることで、障がいのある人の支援体制の強化に努めます。

糸島市障がい者相談支援センターの機能強化に努め、関係機関やサービス事業等と連携して支援を行います。

障がいのある人が適切な支援体制の下で安心して生活を送ることができるよう、福祉サービスの充実を促進するとともに、地域における支援体制や同じ障害保健福祉圏域の福岡市との連携強化を推進することで、より障がいのある人に優しい支援体制づくりを図ります。

また、地域で生活する障がいのある人の支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備を図ります。

6. 保健・医療の充実

保健・医療に関する知識の普及や健康診査の充実に努め、障がいのある人の健康管理のための保健・医療サービスや相談体制の充実、保健・福祉・教育・医療の連携強化を図ります。

また、障がいのある人の高齢化を踏まえ、介護保険制度適用への円滑な移行を進めるとともに、増加傾向にある精神障がいのある人への支援のため、保健・医療との連携による相談体制の強化に努めます。

7. 行政等における配慮の充実

市職員等の障がいのある人に対する理解の促進を図り、窓口等におけるサービス向上に努めます。

また、障がいのある人が円滑に投票できるように投票所のバリアフリー化、投票設備の設置など投票所の環境整備の向上に努めます。

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

障がいのある人は、就労の希望がありながらその機会を得ることが困難な場合が少なくありません。

事業主に対する障がいのある人への理解促進と雇用の奨励、障がい者雇用に係る各種助成制度の周知を図り、障がいのある人の就労機会の拡大に努めます。就労を希望する障がいのある人や雇用を考える事業主には、障がい者雇用支援専門員によるきめ細かい相談支援を行います。

また、就労支援のための福祉サービスの利用を推進し、障がいのある人の就労訓練の充実を図ります。

9. 療育・教育の充実

障がいのある子どもの療育環境を充実させるため、関係機関との連携を強化して障害の早期発見に努めるとともに、早期の段階において療育事業を実施し、成長段階に応じた支援を行っていきます。

障がいのある人一人ひとりに対応した教育環境の充実は、一人ひとりの能力や可能性を伸ばすために大変重要です。このため、学校生活を円滑に送るための取り組みや施設環境の整備が必要です。

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

障がいのある人の文化芸術活動への参加を通じて、障がいのある人の生活を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障がいのある人の自立と社会参加の促進に寄与します。

また、レクリエーション活動等を通じて、障がいのある人の体力の増強や交流、余暇の充実を図ります。

2 計画の推進体制

(1) 計画の普及・啓発

この計画は令和7年度を目標とした障がい者施策に関する基本的な計画であり、計画を推進するうえでは、行政のみならず、障がいのある人、地域住民、事業者がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携、協力して取り組むことが必要です。

このため、計画の基本理念、目標をはじめ、具体的な施策についても広く市民が理解し、共通の認識のもとで計画を推進できるように、計画について積極的な普及と啓発に努めます。

(2) 連携・協力の確保

効果的かつ総合的な施策の推進を図るため、保健、医療、教育、就労などに関する国の地方機関や県の担当部局との連携に努めます。さらに、地域が一体となった推進体制を確立するために、障がいのある人の関係団体、NPO、ボランティア団体、民間事業者との連携を推進します。

(3) 糸島市自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がいのある人の福祉に係る体制整備に関する協議の場として設置している糸島市自立支援協議会において、保健、医療、教育、生活、就労などの各分野におけるネットワークを構築し、計画推進の機能確保に努めます。

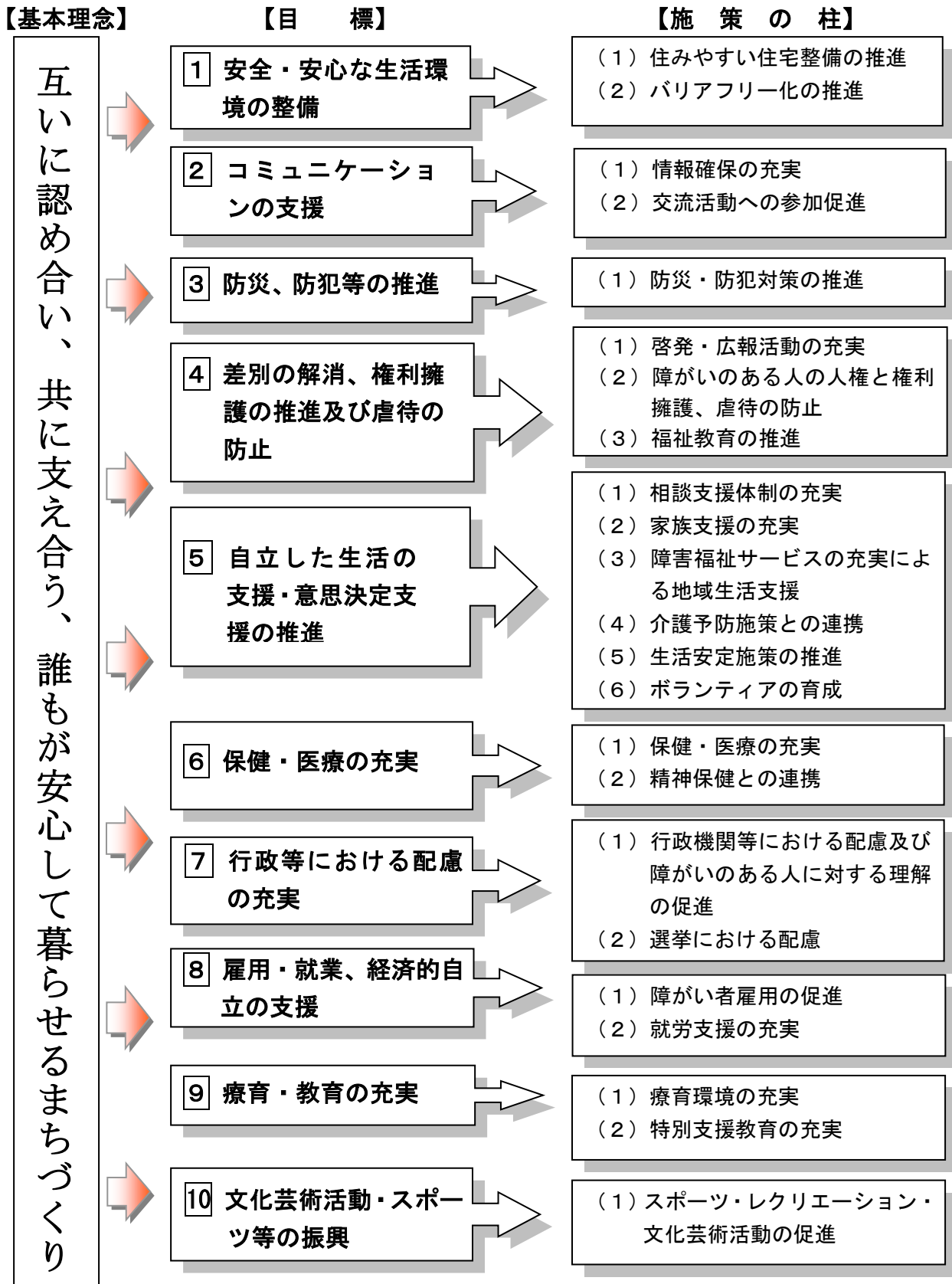
(4) 糸島市障害者計画推進本部会議

この計画については、保健、医療、福祉、教育、就労、住宅、防災など、行政のあらゆる分野の施策を総合的に推進していく必要があることから、各施策担当部署相互の連携を図るとともに、庁内組織である「糸島市障害者計画推進本部会議」において、計画の進捗状況の把握や計画の推進に必要な事項を検討、協議し、全庁的に障がい者施策の推進を図ります。

第4章 施策の展開

1 施策の体系と重点施策

(1) 施策の体系



施策の体系一覧

目標	施策の柱	No	個別施策	担当課・機関	頁
安全・安心な生活環境の整備	(1) 住みやすい住宅整備の推進	No.1	グループホームの整備	福祉支援課	21
		No.2	市営住宅の整備	施設管理課	22
		No.3	日常生活用具給付等事業（住宅改修費の補助）の実施	福祉支援課	22
		No.4	住宅改造助成事業の実施	福祉支援課	22
	(2) バリアフリー化の推進	No.5	公共交通ターミナルにおけるバリアフリーの推進	都市計画課	22
		No.6	歩行空間のバリアフリーの推進	都市計画課、建設課	23
		No.7	公園、観光地、スポーツ・レクリエーション施設におけるバリアフリーの推進	都市計画課、経営戦略課、商工観光課、生涯学習課	23
		No.8	公共施設におけるバリアフリーの推進	各施設の主管課	23
コミュニケーションの支援	(1) 情報確保の充実	No.9	「障がいのある人の福祉のしおり」の発行	福祉支援課	24
		No.10	声の広報等のサービスの実施	福祉支援課、秘書広報課	24
		No.11	手話通訳者設置・派遣事業及び要約筆記者派遣事業の実施	福祉支援課	24
		No.12	手話奉仕員養成事業の実施	福祉支援課	24
		No.13	電子書籍等の充実	生涯学習課	25
	(2) 交流活動への参加促進	No.14	障がい者団体の活動支援、連携強化	福祉支援課	25
防災、防犯等の推進	(1) 防災・防犯対策の推進	No.15	避難行動要支援者名簿の整備	危機管理課、介護・高齢者支援課、福祉支援課	26
		No.16	見守りネットワーク体制の整備	介護・高齢者支援課、福祉支援課、糸島市社会福祉協議会	26
		No.17	避難所の確保	福祉支援課、危機管理課	26
		No.18	緊急通報システムの周知と利用促進	介護・高齢者支援課、福祉支援課、消防本部	26
		No.19	徘徊障がい者位置検索サービス事業の実施	福祉支援課	27
		No.20	消費者被害対策の啓発	商工観光課	27
差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 啓発・広報活動の充実	No.21	障がいのある人に対する正しい理解と知識の普及・啓発	福祉支援課	28
		No.22	障がいのある人の人権擁護のための啓発	人権・男女共同参画推進課	28
		No.23	「障害者週間」事業の実施	福祉支援課	28
	(2) 障がいのある人の人権と権利擁護、虐待の防止	No.24	障がいのある人の人権擁護のための相談窓口の充実	人権・男女共同参画推進課、福祉支援課	29
		No.25	成年後見制度の周知と啓発	福祉支援課、介護・高齢者支援課	29
		No.26	成年後見制度利用支援事業の実施	福祉支援課、介護・高齢者支援課	29
		No.27	市民後見推進事業の実施	福祉支援課	30
		No.28	日常生活自立支援事業の実施	糸島市社会福祉協議会	30
		No.29	法人後見の推進・市民後見人の確保	福祉支援課、介護・高齢者支援課	30
		No.30	虐待防止の取組	福祉支援課	30
	(3) 福祉教育の推進	No.31	幼少期からの福祉教育の推進	子ども課	31
		No.32	交流教育の推進	学校教育課	31
		No.33	ふくし体験スクールの開催	糸島市社会福祉協議会	31
		No.34	出前講座の推進	福祉支援課	31

自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(1) 相談支援体制の充実	No.35	糸島市障がい者相談支援センターの拡充と機能強化	福祉支援課	32	
		No.36	糸島市自立支援協議会の充実強化	福祉支援課	32	
		No.37	他支援機関が実施する相談事業との連携	福祉支援課	33	
		No.38	障がい者相談員の相談業務への支援	福祉支援課	33	
	(2) 家族支援の充実	No.39	短期入所事業（ショートステイ）の推進	福祉支援課	34	
		No.40	日中一時支援事業の実施	福祉支援課	34	
		No.41	心身障害者緊急一時介護事業の支援	福祉支援課	34	
		No.42	医療的ケア児在宅レスパイト事業の推進	福祉支援課	34	
		No.43	放課後等デイサービス事業の推進	福祉支援課	34	
		No.44	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施	子ども課	35	
	(3) 障害福祉サービスの充実による地域生活支援	No.45	居宅生活支援事業（訪問系サービス）の推進	福祉支援課	35	
		No.46	補装具交付事業の推進	福祉支援課	36	
		No.47	日常生活用具給付事業の実施	福祉支援課	36	
		No.48	施設入所支援事業の推進	福祉支援課	36	
		No.49	地域生活支援拠点等の整備	福祉支援課	36	
		No.50	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	福祉支援課	36	
		No.51	日中活動支援事業（日中活動系サービス）の実施	福祉支援課	37	
		No.52	移動支援事業の実施	福祉支援課	37	
		No.53	移送サービス事業の実施	福祉支援課	37	
		No.54	障害者自動車運転免許取得費補助事業・身体障害者用自動車改造費助成事業の実施	福祉支援課	38	
	No.55	福祉タクシー利用券の交付	福祉支援課	38		
	No.56	姫島渡船使用料の補助	地域振興課、福祉支援課	38		
	(4) 介護予防施策との連携	No.57	介護予防の推進	健康づくり課、介護・高齢者支援課	39	
	(5) 生活安定施策の推進	No.58	年金・手当制度等の周知	福祉支援課、国保年金課、子ども課、糸島市社会福祉協議会	39	
		No.59	心身障害者扶養共済制度の周知及び掛金の補助	福祉支援課	39	
		No.60	各種減免、割引制度の周知	福祉支援課、税務課	40	
	(6) ボランティアの育成	No.61	ボランティアの育成	福祉支援課、地域振興課、生涯学習課、糸島市社会福祉協議会	40	
		No.62	ボランティアへの支援	地域振興課、生涯学習課、糸島市社会福祉協議会	40	
	保健・医療の充実	(1) 保健・医療の充実	No.63	乳幼児の健康診査の充実	健康づくり課	41
			No.64	健康診査の充実	健康づくり課	41
			No.65	育成・更生医療給付事業の推進	福祉支援課	42
			No.66	重度障がい者医療費助成事業の実施	福祉支援課	42
No.67			小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の実施	福祉支援課	42	
No.68			腎臓疾患患者福祉給付金事業の周知	福祉支援課	42	

	(2) 精神保健との連携	No.69	精神障害に対する相談体制の充実	福祉支援課	43
		No.70	精神通院医療費公費負担制度の推進	福祉支援課	43
		No.71	地域自殺対策事業の推進	福祉支援課	43
行政等における配慮の充実	(1) 行政機関等における配慮及び障がいのある人に対する理解の促進	No.72	市職員への福祉教育の推進	福祉支援課、総務課	44
	(2) 選挙における配慮	No.73	選挙における配慮	総務課	44
雇用・就業、経済的自立の支援	(1) 障がい者雇用の促進	No.74	事業主への奨励・啓発の促進	福祉支援課、農業振興課	45
		No.75	障害者雇用支援専門員による事業主への支援	福祉支援課	45
	(2) 就労支援の充実	No.76	就労移行支援・就労定着支援事業の推進	福祉支援課	46
		No.77	就労継続支援事業（A型・B型）の推進	福祉支援課	46
		No.78	地域活動支援センター事業の実施	福祉支援課	46
		No.79	障害者雇用支援専門員による就労支援	福祉支援課	47
		No.80	福祉施設等の受注機会の推進	福祉支援課	47
療育・教育の充実	(1) 療育環境の充実	No.81	子育て支援センターの充実	子ども課	48
		No.82	児童発達支援事業の推進	福祉支援課	48
		No.83	発達支援連絡会議による関係機関の連携強化	子ども課、健康づくり課、学校教育課	48
		No.84	サロン・相談事業の充実	子ども課	48
		No.85	就園移行教室の実施	子ども課	49
		No.86	個別相談事業の実施	子ども課	49
		No.87	就学移行支援事業の推進	子ども課、学校教育課	49
		No.88	障がい児保育の推進	子ども課	49
	No.89	重度心身障がい児医療施設等の増設促進	子ども課、福祉支援課	49	
	(2) 特別支援教育の充実	No.90	特別支援教育支援員の配置による支援	学校教育課	51
		No.91	個別の教育支援計画策定による支援	学校教育課	51
		No.92	発達障がいのある子どもへの支援	学校教育課	51
		No.93	学校施設のバリアフリー化の促進	教育総務課	51
文化芸術活動・スポーツ等の振興		(1) スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の促進	No.94	ふれあいカーニバル“いとしま”の開催	福祉支援課
	No.95		福岡県身体障害者体育大会などへの支援	福祉支援課	52
	No.96		文化芸術活動の促進	福祉支援課、文化課、地域振興課	53
	No.97		誰もが参加しやすい生涯学習環境の整備	生涯学習課	53

(2) 重点施策

本市の障がいのある人の状況、これまでの取り組みを踏まえ、重点的に取り組む施策として以下のものを設定します。

1) 障がいのある人に対する理解促進

障がいのある人が地域で暮らしていくためには、地域の人たちの理解が必要です。偏見や差別のない社会の実現のため、積極的な広報活動を通して啓発を進めていきます。

成果指標	基準 (令和2年度)	目標 (令和7年度)
福祉に関するアンケート調査での「障害があることで差別や嫌な思いをすることがある」とする割合	37.5%	35.0%以下

2) 相談体制の充実

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害の特性に配慮した相談窓口が必要です。そのため、概ね中学校区を単位とした5つの日常生活圏域ごとに障がいのある人の相談窓口の拡充に取り組みます。

成果指標	基準 (令和2年度)	目標 (令和7年度)
障がいのある人の相談窓口の設置数	4か所	5か所

3) 障がいのある人の社会参加、就労の支援

障がいのある人が就労して自立することは、社会参加と自己実現を図るための重要な要素です。障がいのある人が働く意欲や能力を発揮し、積極的に社会参加できるよう、就労の支援や障害に対する理解の促進を図ります。

成果指標	基準 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
障がい者雇用支援専門員が支援した新規就労者数	63人	66人

2 分野別の主な施策の内容

1 安全・安心な生活環境の整備

(1) 住みやすい住宅整備の推進

【現状と課題】

障がいのある人が、住み慣れた地域の中で自立し、快適な生活を送るためには、日常生活の拠点となる住宅の確保が必要です。

本市では障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるように、必要な住宅改修に対する支援、市営住宅のバリアフリー化を進めました。

また、障がいのある人の地域における居住の場の一つとして、グループホームの確保を進めました。

今後も、障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、住居の段差解消や浴室、トイレなどの住環境の改善に対する支援を行っていきます。

また、障がいのある人の高齢化、支援を担ってきた家族の高齢化、施設入所者や長期入院患者の地域移行に伴う居住空間の受け皿として、引き続き共同生活を行うグループホームの整備が必要とされます。

【施 策】

1) グループホーム等の整備促進

障がいのある人の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの確保に努めます。

グループホームの立地において、地域住民の理解と協力が得られるように啓発活動・広報活動を進めます。

施 策 名	No.1 グループホームの整備
事 業 内 容	障がいのある人の地域での自立生活を支援するため、グループホームの確保に努めます。社会福祉法人などの実施施設を積極的に支援し、立地において地域住民の理解と協力が得られるように啓発活動・広報活動を推進します。
担当課・機関	福祉支援課

2) 市営住宅の整備

障がいのある人や高齢者に配慮した安全で住みよい市営住宅の整備を行います。車いす利用の障がいのある人に対して、優先入居などの配慮を行います。

施 策 名	No.2 市営住宅の整備
事 業 内 容	「糸島市営住宅長寿命化計画」に基づき、バリアフリー化を検討し、障がいのある人や高齢者の入居に配慮した住宅づくりを行います。
担当課・機関	施設管理課

3) 住宅改修支援の推進

障がいのある人の居住支援として、住宅改修費支給の関連事業の周知と利用促進を図ります。

施 策 名	No.3 日常生活用具給付等事業（住宅改修費の補助）の実施
事 業 内 容	障がいのある人の居宅生活動作を円滑にする小規模な住宅改修（手すりの取付、段差の解消など）について補助を行います。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.4 住宅改造助成事業の実施
事 業 内 容	高齢者等住宅改造助成事業に基づき、障がいのある人の日常生活の利便や介護者の負担軽減を図るため、改造にかかる費用の一部を助成します。
担当課・機関	福祉支援課

(2) バリアフリー化の推進

【現状と課題】

障がいのある人もない人も、すべての人が安全に安心して生活し、主体的に社会参加できるようにするためには、自宅から交通機関、街中まで連続したバリアフリー環境を整備することが必要です。

道路や公園、公共施設、公共交通機関のバリアフリー化については、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくりを積極的に推進します。

【施 策】

1) 公共空間、歩行空間等のバリアフリーの推進

だれもが安心して外出できるよう計画的にバリアフリーの整備を推進します。

施 策 名	No.5 公共交通ターミナルにおけるバリアフリーの推進
事 業 内 容	鉄道駅におけるバリアフリー施設の整備に対して、国とJR九州と協調して、事業の推進を図ります。
担当課・機関	都市計画課

施 策 名	No.6 歩行空間のバリアフリーの推進
事 業 内 容	バリアフリー新法を踏まえて、だれもが安心して通行できるよう、移動円滑化が特に必要な道路について、十分な幅員が確保された歩道の整備、既存歩道の段差解消や勾配の改善を実施して行きます。
担当課・機関	都市計画課、建設課

施 策 名	No.7 公園、観光地、スポーツ・レクリエーション施設におけるバリアフリーの推進
事 業 内 容	園路の幅の確保や段差・勾配の改善、車いす利用者をはじめ、多くの人にとって利用可能な駐車場やトイレの設置など、施設内のバリアフリーを今後も推進していきます。
担当課・機関	都市計画課、経営戦略課、商工観光課、生涯学習課

施 策 名	No.8 公共施設におけるバリアフリーの推進
事 業 内 容	市庁舎や健康福祉センターなどの公共施設の整備においては、手すり、スロープ、オストメイト対応トイレの設置など、誰でも利用しやすい施設となるように配慮します。
担当課・機関	各施設の主管課

2 コミュニケーションの支援

(1) 情報確保の充実

【現状と課題】

障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害特性に応じた情報提供の充実が必要です。

本市では、「障がい者福祉のしおり」の発行や声の広報等の実施、市のホームページにおいてはウェブアクセシビリティを遵守することで、情報アクセシビリティの向上を図りました。

また、市役所に手話通訳者を配置するとともに、手話通訳者・要約筆記者の派遣事業の実施、手話奉仕員養成講座の実施等により障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう取り組みました。

今後は、すべての人が等しく情報を得ることができるよう、ICTの発展等を踏まえつつ、障がいのある人に配慮した情報提供の充実を図ります。

【施 策】

1) コミュニケーション支援の充実

障がいのある人の社会参加を促進するため、「障がいのある人の福祉のしおり」の発行や声の広報等による障害福祉サービス等の情報提供とコミュニケーション手段の充実を図ります。コミュニケーション支援事業として、手話通訳者派遣事業の充実を図るとともに、要約筆記者派遣事業を実施します。

施 策 名	No.9 「障がいのある人の福祉のしおり」の発行
事 業 内 容	各種福祉サービス、窓口などについて総合的に案内するガイドブックとして、「障がいのある人の福祉のしおり」を毎年改訂し、発行するとともに市ホームページで閲覧できるようにします。進歩する情報機器等に対応する情報提供の方法を検討します。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.10 声の広報等のサービスの実施
事 業 内 容	視覚障がいのある人に市政情報の提供を行う朗読ボランティア団体の活動を支援するとともに、ボランティア団体と連携し、サービスの充実を図ります。
担当課・機関	福祉支援課、秘書広報課

施 策 名	No.11 手話通訳者設置・派遣事業及び要約筆記者派遣事業の実施
事 業 内 容	社会生活に必要な用務において、適切な意思疎通の仲介者を得られない聴覚、音声や言語機能に障がいのある人に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。 また、福祉支援課に手話通訳者を配置し、事務手続の利便を図ります。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.12 手話奉仕員養成事業の実施
事 業 内 容	聴覚障がいのある人への専門的支援の担い手となる手話通訳者へのステップとなる手話奉仕員の養成を図ります。事業を広く周知し、聴覚障がいのある人の更なる社会参加促進を図るとともに、より充実した講習会の実施を目指します。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.13 電子書籍等の充実
事 業 内 容	電子書籍サービスを展開し、視覚障がいのある人等が利用しやすいデイジー図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック、点字図書、拡大図書等の充実を図ります。
担当課・機関	生涯学習課

(2) 交流活動への参加促進

【現状と課題】

本市には身体障がいのある人の交流・活動団体である「糸島市身体障害者福祉協会」や主に知的障がいのある人の家族会である「糸島市手をつなぐ親の会」、精神障がいのある人の家族会である「糸島市精神障害者家族会」があります。

障がいのある人やその家族が集まり情報交換を行い、相互に交流し活動を行うことは、同じ悩みを相談できる場としても大変重要です。

【施 策】

1) 障がい者団体の活動支援、連携強化

糸島市身体障害者福祉協会、糸島市手をつなぐ親の会、糸島市精神障害者家族会などの障がい者団体の活動の活性化に向けた支援を行うとともに、団体との対話の窓口を開き、協働しての施策の実施を図ります。

施 策 名	No.14 障がい者団体の活動支援、連携強化
事 業 内 容	障がい者団体の活動の活性化に向けた支援を行います。各団体の連携につながる事業を支援します。
担当課・機関	福祉支援課

3 防災、防犯等の推進

(1) 防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

近年、地震や風水害などの大規模な自然災害が頻発しています。

障がいのある人が安心して生活するために、障がいのある人等に配慮した避難所の確保及び避難経路の設定を計画的に行う必要があります。

また、昨今は悪質な詐欺や悪質商法が頻繁に発生していることから、地域住民による見守りや警察署をはじめとする関係機関との連携が必要です。

【施 策】

1) 緊急時に対応できる体制の整備

地域防災計画により、障がいのある人等に配慮した避難所の確保及び避難経路の設定を計画的に行います。地域における各種防災訓練の際に、要配慮者を重点として避難誘導訓練を実施し、市民の防災意識の高揚を図ります。

また、消費者被害防止の啓発に取り組みます。

施 策 名	No.15 避難行動要支援者名簿の整備
事 業 内 容	災害対策基本法の改正に伴い義務付けられた、避難行動要支援者名簿を作成・保管し、発災時に要配慮者の避難支援を迅速に行うために備えます。
担当課・機関	危機管理課、介護・高齢者支援課、福祉支援課

施 策 名	No.16 見守りネットワーク体制の整備
事 業 内 容	市と社会福祉協議会との協働で、地域における高齢者と障がいのある人の要配慮者の状況を的確に把握し、見守り台帳の整備を継続します。地域住民による協力体制により、地域の見守りネットワークの構築を図ります。
担当課・機関	介護・高齢者支援課、福祉支援課、糸島市社会福祉協議会

施 策 名	No.17 避難所の確保
事 業 内 容	地域における避難所の確保と市民への周知を図るとともに、障がいのある人へ配慮した避難所運営、防災講座や訓練等を通じて地域対応力向上を図ります。 災害が想定される場合は、あらかじめ障害者施設等の福祉避難所の確保を行います。
担当課・機関	福祉支援課、危機管理課

施 策 名	No.18 緊急通報システムの周知と利用促進
事 業 内 容	障がいのある人に関する緊急通報システムの周知と利用を促進するため、次の事業を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がいのある人や一人暮らしの高齢者に対し、急病や災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応が図れるよう緊急通報装置を貸与します。 ・救急医療情報キットを障がい者世帯・一人暮らしの高齢者に配布し、救急対応などに役立てます。 ・徘徊などで所在不明となった時の対策として実施している高

	<p>齢者等SOSシステムの活用と周知を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚及び発話に障がいのある人の火災・救急時の消防署への連絡体制として導入している NET119 緊急通報システム及び FAX119 番の普及活動を推進します。
担当課・機関	介護・高齢者支援課、福祉支援課、消防本部

施策名	No.19 徘徊障がい者位置検索サービス事業の実施
事業内容	在宅の障がいのある人が所在不明になった時に、現在地を検索するサービスで、位置を示す携帯端末の貸出しを行います。委託業者へ支払う加入料金、付属品代金、毎月の基本料金を補助します。
担当課・機関	福祉支援課

施策名	No.20 消費者被害対策の啓発
事業内容	高齢者や障がいのある人を狙う詐欺や悪質商法が多様化する中、障がいのある人の消費者被害を防ぐために、本人及び家族や支援施設職員など関係者を対象とした消費者被害対策の啓発を行います。
担当課・機関	商工観光課

4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

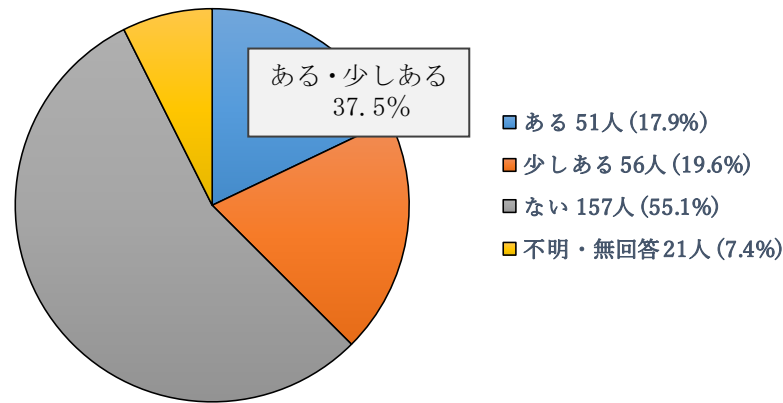
(1) 啓発・広報活動の充実

【現状と課題】

令和2年度に実施した「福祉に関するアンケート調査（障がい者基礎調査）」によると、学校や職場、外出先、住んでいる地域において障害のために嫌な思いをした人が多くいることから、今後もさらにノーマライゼーションの理念のもと、地域住民一人ひとりの障がいのある人への理解と問題意識を高める必要があり、「障害者週間」や「障害者雇用支援月間」などを通じて、障がいのある人に関する情報の提供や啓発が必要です。

また、障害者差別解消法により、「差別を解消するための措置」や「合理的配慮の不提供の禁止」などの取り組みが必要となっています。

障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがある



出典：令和2年度「福祉に関するアンケート調査（障がい者基礎調査）」

【施 策】

1) 啓発・広報活動の充実

障害や障がいのある人に対する理解を促進するため、「障害者週間」をはじめ、さまざまな機会を通じて、市民に対する啓発活動を行います。

施 策 名	No.21 障がいのある人に対する正しい理解と知識の普及・啓発
事 業 内 容	「広報いとしま」や市ホームページに障害者差別解消法等に関する内容を掲載し、障がいのある人に対する正しい理解と知識の普及・啓発の充実を図ります。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.22 障がいのある人の人権擁護のための啓発
事 業 内 容	「人権週間」の取組を中心に、市民と行政の協働により、障がいのある人の人権啓発の内容の充実を図ります。
担当課・機関	人権・男女共同参画推進課

施 策 名	No.23 「障害者週間」事業の実施
事 業 内 容	「障害者週間」の取組を中心に、障がい者支援事業所、障がい者団体など幅広い参画を得て、障がいのある人に対する誤解や偏見をなくすとともに、その理解を深めます。
担当課・機関	福祉支援課

(2) 障がいのある人の人権と権利擁護、虐待の防止

【現状と課題】

アンケート調査の結果では、「障害があることで差別や嫌な思いをしたことが

ある」と答えた人がいます。

このため、障がいのある人の人権擁護について市民に広く理解を求め、人権意識の高揚を図る必要があります。

また、判断能力が十分でない成年の人には、本人に代わって財産管理と身上監護を行う成年後見制度や、本人に代わって福祉サービスの利用援助を行う日常生活自立支援事業の活用を図る必要があります。

【施 策】

1) 障がいのある人の人権擁護のための啓発と相談窓口の充実

基本的人権がすべての人に尊重されるよう、障がいのある人に対する人権問題についても、学校や地域で一人ひとりの人権意識が高まるよう、市民と行政の協働により啓発活動を推進します。

施 策 名	No.24 障がいのある人の人権擁護のための相談窓口の充実
事 業 内 容	人権擁護委員による人権センターでの「人権相談」や法務局での相談窓口を広報するとともに、障がい者相談支援センターや福祉支援課窓口でも十分対応できるよう職員の資質向上と相談しやすい窓口環境となるよう配慮します。
担当課・機関	人権・男女共同参画推進課、福祉支援課

2) 権利擁護の推進、虐待の防止

障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障がいのある人への虐待を防止するとともに、知的または精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人を対象に、地域で自立し、安心して生活を送ることができるよう、日常的な金銭管理などを支援するとともに、成年後見制度の利用について広報を行い、利用者の立場に立ったサービスを提供します。

施 策 名	No.25 成年後見制度の周知と啓発
事 業 内 容	関係機関等と連携しながら、障がいのある人等の人権や権利を擁護する成年後見制度の周知・普及を図ります。
担当課・機関	福祉支援課、介護・高齢者支援課

施 策 名	No.26 成年後見制度利用支援事業の実施
事 業 内 容	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人、精神障がいのある人及び判断能力が十分でない高齢者に対し、成年後見制度の申立てに要する費用（登記手数料、鑑定費用等）や後見人の報酬を助成します。
担当課・機関	福祉支援課、介護・高齢者支援課

施 策 名	No.27 市民後見推進事業の実施
事 業 内 容	認知症や障害で判断が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して生活できるための権利擁護体制を整えるため、市民後見人を養成します。また、市民後見人が安心して活動を行うための支援体制を推進します。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.28 日常生活自立支援事業の実施
事 業 内 容	日常生活における判断能力が十分でない障がいのある人に対し、福祉サービスの利用援助、日常金銭管理、書類の管理などのサービスを行います。
担当課・機関	糸島市社会福祉協議会

施 策 名	No.29 法人後見の推進・市民後見人の確保
事 業 内 容	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するために、市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援します。また、市民後見人を確保できる体制を整えます。
担当課・機関	福祉支援課、介護・高齢者支援課

施 策 名	No.30 虐待防止の取組
事 業 内 容	障害者虐待防止法に関する広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待防止法の適切な運用を通じ、未然防止、一時保護に必要な居室の確保及び養護者に対する相談等の支援を行います。
担当課・機関	福祉支援課

(3) 福祉教育の推進

【現状と課題】

障がいのある人に対する理解を促進するために、本市の小学校では、障がいのある人とのふれあいを通して思いやり、助け合い、自立・連帯の心を育むための福祉教育を進めてきました。糸島市社会福祉協議会では、小学生を対象にして、障がいのある人への理解を目的に「福祉体験スクール」を実施し、車いす・アイマスク体験などを通じ、障がいのある人に対する正しい認識を深めています。

市民に対しては、地域からの要望に応じて、障がい者福祉制度に関する出前講座を行っています。

今後も障がいのある人に対する理解の促進には、幼少期からの様々な機会を通して、福祉教育を推進していく必要があります。

【施 策】

1) 学校教育等における福祉教育の推進

幼少の頃からさまざまな交流や共同学習の機会の充実を図り、お互いを理解し、思いやる心の醸成を促進します。

施 策 名	No.31 幼少期からの福祉教育の推進
事 業 内 容	健常児の障がいのある子どもに対する正しい認識を深めるとともに、健常児と障がいのある子どもが共に成長するため、保育園や幼稚園等において、日々の生活や遊びを通じて、幼少期からの福祉教育を推進します。
担当課・機関	子ども課

施 策 名	No.32 交流教育の推進
事 業 内 容	各小・中学校では、特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習や、総合的な学習の時間などの活用により、障がいのある人を学級に招いて話を聞いたり、地域の障がい者支援施設を訪問したりするなど、交流機会の充実を図ります。
担当課・機関	学校教育課

施 策 名	No.33 ふくし体験スクールの開催
事 業 内 容	児童生徒が障がいのある人や支援ボランティア団体、福祉施設等との交流を通じて、障がいのある人に対する正しい認識を深められるよう、ふくし体験スクールを開催します。
担当課・機関	糸島市社会福祉協議会

2) 地域における福祉教育の推進

生涯学習の一環として福祉教育を推進するため、出前講座の内容充実と機会拡大を図ります。

施 策 名	No.34 出前講座の推進
事 業 内 容	市民や福祉関係団体に働きかけ、障がい者福祉制度や施策に関する出前講座を開催します。
担当課・機関	福祉支援課

5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(1) 相談支援体制の充実

【現状と課題】

本市では、障がい者相談支援センターを4か所設置し、相談支援専門員が、障がいのある人の相談に柔軟に対応し、安心して暮らせるための支援や自立のための支援などを行っています。相談の内容が多岐にわたり、問題が複雑化するケースもあるため、相談支援事業の実施にあたっては、保健、医療、福祉、雇用、学校、サービス事業者などの関係機関との連携を充実していく必要があります。

また、障害者手帳の交付時に、障害福祉サービスに関する利用案内を行っているほか、障がい者相談員による相談を実施しています。

今後は、相談窓口の周知方法の工夫や新たな相談支援の窓口設置等、相談支援体制の強化が必要です。

【施 策】

1) 相談支援事業の充実

日常生活圏域内で障がいのある人の相談ができる窓口の拡充に取り組みます。相談支援専門員が、障がいのある人に関する相談に対応します。

障がいのある人が必要なサービスを適切に受け取ることができるよう、一人ひとりの状況に応じた計画相談を実施します。また、障がいのある人が身近に相談できる場として、障がい者相談員及び障がい者団体と協働で、ピアカウンセリングを実施します。

施 策 名	No.35 糸島市障がい者相談支援センターの拡充と機能強化
事 業 内 容	障がいのある人が地域生活を営む上での支援や障害福祉サービスの利用に際しての相談窓口である障がい者相談支援センターの拡充に取り組みます。 センター間の連携や情報共有及び相談員の資質向上等により機能強化を図ります。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.36 糸島市自立支援協議会の充実強化
事 業 内 容	障がいのある人等への支援体制の整備を図るための中核的な役割を果たす場として、糸島市自立支援協議会を運営します。 地域の支援機関の実務者によるネットワーク構築により、地域課題の共有とその解決策を導き出す協議を行い、市の障がい者

	施策に対する調査研究や提言ができる体制の充実強化を図ります。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.37 他支援機関が実施する相談事業との連携
事 業 内 容	糸島保健福祉事務所や精神保健福祉センター、障がい者更生相談所、各障がい者福祉団体が実施する相談事業との連携を図り、「広報いとしま」や「障がいのある人の福祉のしおり」での周知を図ります。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.38 障がい者相談員の相談業務への支援
事 業 内 容	市から委託を受けた身体障害者相談員と知的障害者相談員が、障がいのある人の日常生活のことや各種サービス利用に対する利用手続の援助などのピアカウンセリングを行っています。障がいのある人がより利用しやすいものとなるよう、相談会場の確保や「広報いとしま」による周知等相談員業務への支援を行います。
担当課・機関	福祉支援課

(2) 家族支援の充実

【現状と課題】

保護者の高齢化が進む中で、高齢化に伴う精神的・肉体的な負担の増加から、養育や介護が困難になる状況も増えてくることが予想されます。

また、障がいのある子どもがいる家庭では、兄弟姉妹児への親の関わりが不十分になることもあることから、一時的に障がいのある子どもへの介護から安心して離れることができる社会的な支援が求められています。

障がいのある人を支えている家族の養育・介護の負担を軽減し、休息を確保することができる環境づくりを進めるためにも、家族に対する支援の充実を図る必要があります。

【施 策】

1) 一時的休息の支援

障がいのある人の家族の精神的・肉体的な負担感を軽減するため、短期入所や日中一時支援事業などの障害福祉サービスの提供体制の充実を図り、障がいのある人の家族のレスパイト支援を促進します。

施 策 名	No.39 短期入所事業（ショートステイ）の推進
事 業 内 容	在宅障がいのある人の介護者が疾病などにより家庭での介護が困難な場合に、施設の一時利用により、介護する家族の負担の軽減を図ります。サービスの周知を図るとともに、施設との連携を強化し、利用促進を図ります。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.40 日中一時支援事業の実施
事 業 内 容	障がいのある人の家族の就労支援と障がいのある人を日常的に介護している家族のレスパイトを支援します。サービスの周知を図るとともに、サービス提供体制の確保と質の向上に努めます。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.41 心身障害者緊急一時介護事業の支援
事 業 内 容	「糸島市手をつなぐ親の会」が運営している本事業のサービスの周知と利用を促進するとともに、健全な運営ができるよう支援を行っていきます。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.42 医療的ケア児在宅レスパイト事業の推進
事 業 内 容	医療的ケア児への訪問看護費用の一部を助成することにより、看護や介護を行う家族の負担軽減を図る在宅レスパイト事業を推進します。
担当課・機関	福祉支援課

2) 放課後や夏休み等における支援

放課後等における障がいのある子どもの訓練や居場所等の確保のため、放課後等デイサービス事業や放課後児童クラブによる受け入れ体制の充実を図ります。

施 策 名	No.43 放課後等デイサービス事業の推進
事 業 内 容	就学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。サービスの周知により利用促進を図ります。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.44 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施
事 業 内 容	放課後児童クラブを全ての小学校区に設置。障がいのある子どもに対する職員を追加配置し、保育の資質向上と安全確保を図ります。
担当課・機関	子ども課

（３）障害福祉サービスの充実による地域生活支援

【現状と課題】

障害福祉サービスの利用者は、年々増加傾向にある中、障がいのある人のニーズに合ったサービス提供ができるよう、サービス提供事業者の確保及びサービスの質の向上が必要となっています。

特に、グループホームについては、障がいのある人の高齢化、支援を担ってきた家族の高齢化、施設入所者や長期入院患者の地域移行に伴う居住空間の受け皿として整備を促進するとともに、重度障がいのある人にも対応した体制の充実を図る必要があります。

また、障がいのある人等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がいのある人やその家族の緊急事態に対応を図るための拠点の整備が必要です。

【施 策】

1) 地域移行支援、居宅生活支援、居宅系サービスの充実

在宅の障がいのある人の暮らしを支援するため、居宅サービス提供事業者と連携しながら、利用者のニーズを的確につかみ、サービスの提供体制の充実を図ります。また、広くサービス内容の情報提供を行い、利用促進を図ります。

グループホームなどの生活の場の確保に努めるとともに、自宅や地域での生活が困難な障がいのある人の生活の場として、入所施設の提供体制の確保に努めます。

施 策 名	No.45 居宅生活支援事業（訪問系サービス）の推進
事 業 内 容	日常生活を営むのに支障がある障がいのある人の在宅生活を支援するため、居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援の事業所の確保に努めます。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.46 補装具交付事業の推進
事 業 内 容	補装具を交付、修理することにより、障がいのある人の自立更生と介護者の負担軽減を図ります。制度の周知と十分な説明を行うとともに、病院などと連携しながら、一人ひとりの状況に応じた必要装具に関する情報提供の充実を図ります。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.47 日常生活用具給付事業の実施
事 業 内 容	日常生活用具を給付することにより、障がいのある人の自立更生に努め、介護者の負担軽減を図ります。より幅広い広報活動により制度の周知を図るとともに、一人ひとりの状況に応じた必要用具に関する情報提供の充実を図ります。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.1（再掲） グループホームの整備
事 業 内 容	障がいのある人の地域での自立生活を支援するため、グループホームの確保に努めます。社会福祉法人などの実施施設を積極的に支援し、立地において地域住民の理解と協力が得られるように啓発活動・広報活動を推進します。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.48 施設入所支援事業の推進
事 業 内 容	施設において入浴・排せつ・食事等の支援・介護を行います。施設利用ニーズに対応できるよう、サービス提供体制の確保と質の向上を図ります。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.49 地域生活支援拠点等の整備
事 業 内 容	地域で生活する障がいのある人の支援を進めるために、地域生活支援拠点等の整備を図り、障害の重度化・高齢化にも対応できるように、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を強化します。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.50 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
事 業 内 容	精神障がいのある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関

	係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービス事業者、行政等の重層的な連携を図ることで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。
担当課・機関	福祉支援課

2) 日中活動系サービスの充実

利用者が主体的に選択し、身近な場所で必要なサービスを受けることができるよう、サービス提供事業者と連携しながら、利用者ニーズの増加に対応できるサービス提供体制の確保と質の向上を図ります。

施策名	No.51 日中活動支援事業（日中活動系サービス）の実施
事業内容	障がいのある人の生活の潤いを創出するサービスを提供し、心身機能の維持向上と家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るため、生活訓練、機能訓練などの日中活動系サービスの基盤整備を図ります。
担当課・機関	福祉支援課

3) 移動支援の充実

社会生活上必要な移動手段の確保と主体的な社会参加の促進を図るため、サービス提供事業者の確保と質の向上を図ります。また、自家用車を利用した移動に対し支援するとともに、タクシーを利用する際の経済的負担の軽減を図ります。

施策名	No.52 移動支援事業の実施
事業内容	外出時の移動に困難がある障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動のための外出時に移動の介護を行います。サービスの周知を図るとともに、サービス提供体制の確保と質の向上に努めます。
担当課・機関	福祉支援課

施策名	No.53 移送サービス事業の実施
事業内容	重度の身体障がいがあり公共交通機関を利用することが困難な人を対象に、福祉車両による送迎サービスを実施します。サービスの利用を促進するため周知を図ります。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.54 障害者自動車運転免許取得費補助事業・身体障害者用自動車改造費助成事業の実施
事 業 内 容	自動車運転免許取得費を助成することにより、障がいのある人の日常生活の利便性の向上と社会参加の促進を図ります。自動車改造の費用を助成することにより、障がいのある人の生活環境改善と社会参加の促進を図ります。サービスの周知により、利用促進を図ります。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.55 福祉タクシー利用券の交付
事 業 内 容	重度障がいのある人の移動手段として、タクシーを利用する際の負担の軽減を図るため、福祉タクシー券を交付します。サービスの周知を図るとともに、対象者の増加に対応できるよう制度の維持に努めます。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.56 姫島渡船使用料の補助
事 業 内 容	旅客運賃と定期旅客運賃の割引制度に加えて、重度障がいのある人への補助を行います。サービスの周知により、利用促進を図ります。
担当課・機関	地域振興課、福祉支援課

(4) 介護予防施策との連携

【現状と課題】

要介護に認定された高齢の障がいのある人に対しては、介護保険が適用されることから、利用者への介護保険制度の十分な説明が求められています。また、介護予防の推進により、要介護状態等の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）効果が期待されています。

障害の多様化に対しても十分な対応を図っていくために、高齢者施策との連携を強化することで、安心して生活できるような支援体制づくりを進めていくことが求められています。

【施 策】

1) 高齢の障がいのある人への情報提供、関係機関との連携

高齢の障がいのある人に対し、介護保険制度、高齢者福祉施策の適切な情報提供に努め、地域包括支援センターなど関係機関との連携強化を図ります。

施 策 名	No.57 介護予防の推進
事 業 内 容	要介護状態等の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、また要介護状態にあってもその進行をできる限り防ぐことを目的に、介護予防教室の実施や介護予防に関する知識や運動等の普及啓発を行います。
担当課・機関	健康づくり課、介護・高齢者支援課

（５）生活安定施策の推進

【現状と課題】

障がいのある人が安心して暮らすためには経済的に安定した生活が送れることが必要です。

このため、年金制度や様々な手当などの生活支援制度の周知を図る必要があります。

【施 策】

1) 年金、手当の周知

障がいのある人及びその家族の生活安定のための、障害基礎年金や特別障害給付金、特別障害者手当、障害児福祉手当、生活福祉資金貸付制度、特別児童扶養手当について、制度の周知を図ります。

施 策 名	No.58 年金・手当制度等の周知
事 業 内 容	「広報いとしま」や「糸島市ホームページ」、「障がいのある人の福祉のしおり」への掲載、障がい者団体の会合や各種講座、説明会などの機会を活用して、各種年金、手当や貸付制度に関する情報提供を行います。
担当課・機関	福祉支援課、国保年金課、糸島市社会福祉協議会、子ども課

施 策 名	No.59 心身障害者扶養共済制度の周知及び掛金の補助
事 業 内 容	心身障がいのある人の親亡き後の安心した生活を送るための相互扶助制度である本制度の周知を図るとともに、掛金の納付が経済的に困難な人に対し、掛金の補助を行います。
担当課・機関	福祉支援課

2) 社会参加の促進や経済的負担軽減のための各種制度の周知

自動車税の減免や障がいのある人への税金の各種軽減措置、NHK放送受信料の減免、有料道路通行料金の割引、その他交通機関や公共施設などの各種割引制度について周知を図ります。

施 策 名	No.60 各種減免、割引制度の周知
事 業 内 容	「広報いとしま」や「糸島市ホームページ」、「障がいのある人の福祉のしおり」への掲載、障がい者団体の会合や各種講座、説明会などの機会を活用して、各種減免、割引制度に関する情報提供を行います。
担当課・機関	福祉支援課、税務課

(6) ボランティアの育成

【現状と課題】

障がいのある人とない人を結び、障がいのある人の社会活動への参加を支援するボランティアの役割は重要です。

ボランティア講座、小学生を対象とした福祉体験スクールを開催し、ボランティアの育成・支援活動を積極的に実施しています。

ボランティア活動への参加の機会をつくり、ボランティアの育成や継続的に活動できるように運営支援などが求められています。

【施 策】

1) ボランティアの育成・支援

既存の制度のみでは充足できない問題や制度の挟間にある問題など、地域社会における課題の解決を目指すボランティアの育成・支援を行います。

施 策 名	No.61 ボランティアの育成
事 業 内 容	市民のボランティア活動に対する理解促進を図るとともに、各種講座や情報発信を通じ、ボランティアの人材発掘、育成を推進します。
担当課・機関	福祉支援課、地域振興課、生涯学習課、糸島市社会福祉協議会

施 策 名	No.62 ボランティアへの支援
事 業 内 容	ボランティア団体の活動拠点や運営方法などの支援を行います。ボランティア連絡協議会などの活動を活性化させ、ボランティア団体相互のネットワークを充実させます。
担当課・機関	地域振興課、生涯学習課、糸島市社会福祉協議会

6 保健・医療の充実

(1) 保健・医療の充実

【現状と課題】

医療の進歩や保健施策の充実により、一部の障害については発生の予防を可能にしていますが、障害の発生につながる疾病の予防や、早期発見、早期対応のためには各種対策の一層の充実を図る必要があります。

また、原因不明で治療方法が未確立な難病により、長期にわたり生活に支障をきたしている人が、適切な医療を受けながら、地域で生活していくための支援も必要とされています。

【施 策】

1) 障害の発生予防と健康づくりの推進

関係機関と連携し、妊娠期から高齢期までのライフステージに応じた保健事業の充実により、障害の原因となる疾病の予防や早期発見を図るとともに、健康診査の結果を踏まえた助言や指導、障害が発見された場合の支援など、フォロー体制の強化を図ります。

施 策 名	No.63 乳幼児の健康診査の充実
事 業 内 容	乳幼児健康診査において、障害の原因となる疾病の早期発見と適切な援助・指導を講じます。運動面、精神面の発達に遅れが見られる場合、医師、作業療法士、臨床心理士などで構成する発達相談を経て、療育訓練につなげます。
担当課・機関	健康づくり課

施 策 名	No.64 健康診査の充実
事 業 内 容	健康の保持増進と生活習慣病の早期発見・早期治療により、重症化を予防するため、各健康診査（特定健診、各種がん検診、肝炎ウイルス検査、歯周病健診）と結果に基づく指導を実施します。市民が受診しやすい環境づくりを進め、健康診査を受けない人へ積極的な勧奨を行います。 また、妊婦の健康や健全な出産、児の健全な発育を目的に、妊娠中の異常の早期発見や健康状態に応じた医療の提供・管理を行うための妊婦健診や、早産・低体重児出産の原因ともなる歯周病の予防・治療のため妊婦歯科健診を実施し、受診勧奨を行います。
担当課・機関	健康づくり課

2) 障がいのある人への医療の充実

必要な医療を適切に受けることができるよう、医療機関・各種制度の情報提供及び医療費の負担軽減を図ります。

施 策 名	No.65 育成・更生医療給付事業の推進
事 業 内 容	身体に障がいのある18歳未満の児童や18歳以上の人に対し、障害の内容に応じた医療費の給付を行い、障害の軽減や除去を図ります。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.66 重度障がい者医療費助成事業の実施
事 業 内 容	障がいのある人の医療費負担の軽減を図るため、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級等の人を対象に、各医療保険適用医療費の自己負担額を助成します。事業の周知を図るとともに、対象者の増加に対応した財源の確保を図りながら適正な支給を実施します。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.67 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の実施
事 業 内 容	日常生活を営むのに支障がある在宅の難病児童に対して、日常生活用具を給付することにより、児童の自立と更生に努め、介護者の負担軽減を図ります。糸島保健福祉事務所と連携を密にし、患者への周知を図ります。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.68 腎臓疾患患者福祉給付金事業の周知
事 業 内 容	夜間に人工透析による治療を受けている腎臓疾患患者に対し、通院に伴う交通費の一部を助成する県の事業について、医療機関と連携して、対象者への申請の勧奨を行います。
担当課・機関	福祉支援課

(2) 精神保健との連携

【現状と課題】

現代社会が抱える大きな問題である社会環境や対人関係、ストレス過多によるうつ病に代表される精神障害を発症する人が増加しており、保健・医療機関と連携した対応が求められます。

【施 策】

1) 精神障がいのある人に対する保健医療サービスの充実

精神障がいのある人が地域で安心して暮らしていくため、相談体制の整備及び精神通院医療費公費負担制度を推進します。

施 策 名	No.69 精神障害に対する相談体制の充実
事 業 内 容	心の悩み、認知症、高次脳機能障害などの相談に対して、適切に対応できる環境を整えます。糸島市自立支援協議会や糸島保健福祉事務所との連携による相談体制の充実を図ります。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.70 精神通院医療費公費負担制度の推進
事 業 内 容	精神障がいのある人はゆっくりと少しずつ安定・改善していく疾患が多く、長期にわたる通院が必要になります。長期的な通院による経済的な負担を軽減するため、精神通院医療費公費負担制度の周知を図ります。
担当課・機関	福祉支援課

2) 心の健康づくりの促進

近年増加しているうつ病がもたらす社会的な影響は大きく、早期発見・早期治療による適切な対応が重要であることから、心の健康に関する相談窓口等の周知や小中学校における相談・カウンセリングの充実に努めるとともに、「広報いとしま」などを利用した啓発活動の推進を図ります。

施 策 名	No.71 地域自殺対策事業の推進
事 業 内 容	糸島市自殺対策計画に基づき、糸島保健福祉事務所と連携し、地域社会においてメンタルヘルスの重要性を普及し、心の健康の維持、増進につながるよう施策を実施します。市ホームページにストレス判定ソフト「こころの体温計」を掲載し、心の健康に関する啓発を行います。
担当課・機関	福祉支援課

7 行政等における配慮の充実

(1) 行政機関等における配慮及び障がいのある人に対する理解の促進

【現状と課題】

障害者差別解消法において、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明が

あった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と定めています。

市職員は障害者差別解消法の規定により策定した「職員対応要領」に基づき、障がいのある人が必要とする配慮を行う必要があります。

また、研修等で障害や障がいのある人等に対する理解と意識を高めていく必要があります。

【施 策】

1) 市職員への福祉教育の推進

障がいのある人等が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障がいのある人に対する理解の促進を図ります。

施 策 名	No.72 市職員への福祉教育の推進
事 業 内 容	市職員が事務事業を行うに当たり、障害者差別解消法の規定により策定した「職員対応要領」に基づき、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行います。 また、障がいのある人に対する理解を促進するための研修会を開催します。
担当課・機関	福祉支援課、総務課

(2) 選挙における配慮

【現状と課題】

選挙は民主主義の根幹を成すものであり、有権者が政治に参加することのできる最も重要かつ基本的な機会であり、障がいのある人等が自らの意思を政治に反映させることができるための環境整備は急務と言えます。

【施 策】

1) 選挙における配慮

障がいのある人等がその権利を円滑に行使することができるように、選挙における情報提供や投票所の環境に配慮します。

施 策 名	No.73 選挙における配慮
事 業 内 容	障害特性に応じた選挙等に関する情報提供や投票所の段差解消等の投票環境に配慮します。
担当課・機関	総務課

8 雇用・就業、経済的自立の支援

(1) 障がい者雇用の促進

【現状と課題】

障がいのある人が地域で自立した生活を営むためには就労が重要です。

働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保する必要があります。

就労率向上のためには、国のトライアル雇用事業やジョブコーチによる人的支援及び各種助成金制度の普及と活用が肝要です。また、ハローワークや障害者就業センターなどと連携して事業主への啓発や協力要請を進める必要があります。

一般就労が困難な障がいのある人に対しては、障害福祉サービス事業所等での就労の場を適切に確保し、工賃水準の向上を図っていく必要があります。

【施 策】

1) 事業主への働きかけ

事業主への障がい者雇用の奨励及び啓発のため、ハローワーク及び障害者就業センターなどとの連携のもと、障がい者雇用促進セミナーの開催や企業向けの情報紙の定期発行、さらに障がい者雇用支援専門員による訪問奨励を行います。

施 策 名	No.74 事業主への奨励・啓発の促進
事 業 内 容	障がい者雇用促進セミナーを開催し、各種助成制度の説明や障がいのある人の雇用を実施している企業の事例発表を行い、企業等への啓発を行います。また、障がいのある人の雇用の実践企業の事例紹介などを掲載した企業向けの情報紙を定期発行し、市と企業・事業主との情報共有に役立てます。 また、関係機関と連携し農福連携等就労機会の確保に努めます。
担当課・機関	福祉支援課、農業振興課

施 策 名	No.75 障がい者雇用支援専門員による事業主への支援
事 業 内 容	障がいのある人の雇用について企業・事業主からの相談には、障がい者雇用支援専門員によるきめ細かい対応を行います。また、窓口相談のみに限らず、企業へ出向いての相談支援を行います。
担当課・機関	福祉支援課

(2) 就労支援の充実

【現状と課題】

障がいのある人の就労意欲は高いものの、企業等へ一般就労するのは厳しい状況です。働く意欲があるにもかかわらず就労することが困難な障がいのある人のため、相談や就労支援の強化を図ることが必要です。

【施 策】

1) 障がいのある人への支援

就労は、社会参加と自己実現を図るための重要な要素であり、障がいのある人が可能な限り就労できるように、職業訓練の利用の促進を図り、実習での職業体験を経ることによって、障がいのある人自身の就労意欲の向上を促進します。

福祉的就労の場を提供する事業所等の安定的な運営を支援するとともに、福祉施設による職業訓練や一般就労への移行、定着支援の充実を図ります。

施 策 名	No.76 就労移行支援・就労定着支援事業の推進
事 業 内 容	一般企業への就労を希望する障がいのある人に対して、一定期間、就労に必要な知識と能力の向上のための訓練を行います。就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。 関係機関と連携を取りながら、サービス提供体制の確保と質の向上に努めます。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.77 就労継続支援事業（A型・B型）の推進
事 業 内 容	一般企業への就労が困難な障がいのある人に対して、就労や生活活動の場を提供するとともに、就労に関する知識と能力向上のために必要な訓練を行います。関係機関と連携を取りながら、サービス提供体制の確保と質の向上に努めます。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.78 地域活動支援センター事業の実施
事 業 内 容	創作的活動、生産活動の機会の提供や社会との交流の促進など、地域の実情に応じ柔軟に事業を展開します。また、既存の地域活動支援センターが健全な運営ができるよう相談・支援体制を充実させます。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.79 障がい者雇用支援専門員による就労支援
事 業 内 容	障がいのある人からの就労相談には、障がい者雇用支援専門員によるきめ細かい対応を行います。支援機関の紹介、職業訓練講座や求人票などの情報提供を行い、就労意欲を高めます。面接に同行し採用につながるよう支援を行います。就労後は職場訪問を行い、継続して仕事ができるように会社とのパイプ役を務めます。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.80 福祉施設等の受注機会の推進
事 業 内 容	福祉施設で働く障がいのある人の工賃向上に資するため、障がい者就労施設等優先調達方針を定め、庁用物品や各種啓発物品の調達、清掃作業や発送作業などの役務において、全庁的に福祉施設からの受注機会の推進を図ります。
担当課・機関	福祉支援課

9 療育・教育の充実

(1) 療育環境の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもがその可能性を伸ばすためには、障害の早期発見や早期対応が必要であり、本市では保健・医療・福祉・教育が連携して早期発達支援プロジェクトを組み、実効性のある事業を行っています。また、保護者の不安解消が子育てには有効であることから、いつでも相談に対応できるように、子育て支援事業として、療育事業を推進するため、子育て支援センターきらきらを設置(配置)し、現在、集団療育、個別療育、巡回相談、サロン、広場事業等を実施しています。関係機関との連携を促進することで、療育環境の充実を図ることができるため、センターはその中心的役割を担っています。

障がいある子どもの療育については、障害の程度に応じた環境整備が必要であり、幅広い機関との横断的な連携が必要とされます。

そのため、民間の療育機関や福岡県障害児等療育支援事業とも連携して、整合性のある事業展開を図ります。

【施 策】

1) 療育体制の充実

障がいのある子どもに対し、成長過程に応じ、早期から適切な療育を行うため、専門的な相談・支援体制の強化を図るとともに、関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた適切な支援に努め、家族に対する支援を行います。

施 策 名	No.81 子育て支援センターの充実
事 業 内 容	子育て支援センターにおいて、子育て支援の一環として、「身体障害」「知的障害」「発達障害」「病弱」などのハンディキャップを抱える子どもたちが育ちやすく、また、育てやすいまちづくりのための事業を展開します。 子どもに関係する機関、療育等の専門機関との連携を図り、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行います。
担当課・機関	子ども課

施 策 名	No.82 児童発達支援事業の推進
事 業 内 容	未就学の障がいのある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行い、障がいのある子どもの生活の質の向上を支援します。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.83 発達支援連絡会議による関係機関の連携強化
事 業 内 容	関係機関との情報共有を図る発達支援連絡会議を開催し、役割確認を行い、関係機関相互の連携を図ります。
担当課・機関	子ども課、健康づくり課、学校教育課

施 策 名	No.84 サロン・相談事業の充実
事 業 内 容	「身体障害」「知的障害」「発達障害」「病弱」などのハンディキャップを抱える子どもたちと保護者が気軽に出かけられる場所を設け、いつでも子育てや療育に関する相談に対応します。 また、障害に対する理解と支援方法について専門員が指導及び助言を行うために、市内全ての保育所・幼稚園を対象に巡回相談を実施し、障がいのある子どもの継続的見守り及び適切な保育等を行うことで支援の強化を図ります。
担当課・機関	子ども課

施 策 名	No.85 就園移行教室の実施
事 業 内 容	二次スクリーニングなどにより療育が必要な児童を対象に、集団療育（母子通園）を実施し、児童の特性を理解するとともに、保育所・幼稚園などの集団の場へ進むための準備を行い、保護者の就園に対する不安の軽減を図ります。
担当課・機関	子ども課

施 策 名	No.86 個別相談事業の実施
事 業 内 容	運動発達遅滞及び身体障がいのある児童には作業療法士・理学療法士による助言・相談・指導、コミュニケーション能力の遅れ又は知的障がいのある児童には臨床心理士による、保護者への助言、相談、指導を行います。
担当課・機関	子ども課

施 策 名	No.87 就学移行支援事業の推進
事 業 内 容	平成18年から実施しているみんなで応援団キャンプでは、発達が気になる子どもの小学校への円滑な就学移行のため、関係機関、保護者共同で「就学移行支援計画」を作成します。さらに小学校前後の「在宅から保育所・幼稚園」と「小学校から中学校」と移行支援の対象を拡大し、それぞれの移行支援計画を作り、一貫した継続性のある支援を行います。
担当課・機関	子ども課、学校教育課

施 策 名	No.88 障がい児保育の推進
事 業 内 容	障がいのある子どもの保育所入所に際し、保育所へ障害児保育事業補助金を交付します。適切な環境のもとで、障がいのある子どもが健常児との生活を通して共に成長することができるように支援します。障がい児保育を担当する保育士の資質向上を図るために研修への参加を支援します。
担当課・機関	子ども課

施 策 名	No.89 重度心身障がい児医療施設等の増設促進
事 業 内 容	民間による診療所と福祉サービス施設の増設を促進します。
担当課・機関	子ども課、福祉支援課

施 策 名	No.43(再掲) 放課後等デイサービス事業の推進
事 業 内 容	就学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。サービスの周知により利用促進を図ります。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.44(再掲) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施
事 業 内 容	放課後児童クラブを全ての小学校区に設置。障がいのある子どもに対する職員を追加配置し、保育の資質向上と安全確保を図ります。
担当課・機関	子ども課

(2) 特別支援教育の充実

【現状と課題】

本市では、小学校・中学校において、障がいのある児童生徒の一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う特別支援学級・通級指導教室の設置を行っています。

さらに、新入学児童の学校生活をより円滑にするため、就学移行支援キャンプの開催や、保育所・幼稚園・小学校で連携して情報交換を行っているほか、就学時の相談については教育相談員が対応しています。

また、通常学級において、全児童生徒の約6.5%の割合で存在することが指摘されている発達障がいのある児童生徒へは、それぞれの発達の特性に応じた指導内容・方法の工夫が求められています。

障がいのある子どもへの充実した教育を進めていますが、さらに、一人ひとりの能力や可能性を伸ばし、積極的に社会に参加していく人間の育成を目指し、特別の配慮のもとに手厚く、きめ細かな教育を行っていくことが重要です。

学校教育の施設面では、必要に応じて手すりの設置、トイレの改修などのバリアフリー化を行っています。今後も、障がいのある児童生徒の状況に応じた施設の改善と充実を図っていく必要があります。

【施 策】

1) 特別支援教育の充実

幼稚園・保育所、特別支援学校をはじめ、関係機関との連携を図り、障がいのある児童生徒やその保護者に対する就学前から学校卒業後までの一貫した相談体制の強化を図ります。また、一人ひとりの個性を伸ばし、安心して学校生

活を送ることができるよう、学校教育環境の整備を図るとともに、教職員の特別支援教育に対する資質の向上を図ります。

施 策 名	No.90 特別支援教育支援員の配置による支援
事 業 内 容	障がいのある児童生徒に対し、学校教育活動上の日常生活の介助や安全確保のサポートを行う特別支援教育支援員の配置を促進します。
担当課・機関	学校教育課

施 策 名	No.91 個別の教育支援計画策定による支援
事 業 内 容	各学校は、指導上、特別な配慮を必要とする児童生徒に対して「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりに応じた支援を実践します。校内の特別支援教育推進委員会が中心となり、全校的に特別支援教育の充実を図ります。
担当課・機関	学校教育課

施 策 名	No.92 発達障がいのある子どもへの支援
事 業 内 容	障害に起因する学習上や生活上の困難の改善・克服に必要な特別の指導を行う「通級による指導」を充実させるとともに、発達障害等支援相談室（南風小学校内設置）の機能強化を図ります。 また、臨床心理士が各小中学校を巡回し、児童生徒の様子を観察するとともに、教職員に指導・助言を行うことで、発達障がい等の児童生徒への支援強化を図ります。
担当課・機関	学校教育課

施 策 名	No.93 学校施設のバリアフリー化の促進
事 業 内 容	障がいのある児童生徒の状況に応じて学校施設の整備を図り、学習支援機材、特定図書などの学習支援の充実を図ります。
担当課・機関	教育総務課

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

(1) スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の促進

【現状と課題】

スポーツは、障がいのある人にとって、体力の維持・強化だけでなく、機能訓練や機能回復の面からも大きな効果があります。また、文化芸術活動は、自立や社会参加を促進し、心豊かな生活を創造します。

本市では、「ふれあいカーニバル“いとしま”」を実施し、障がいのある人のスポーツ活動を推進しているほか、福岡県身体障害者体育大会への参加の支援などを行っています。障がいのある人のボウリング大会やグラウンドゴルフ大会などへの参加も積極的に行われています。

今後も継続して、市や広域で開催するスポーツ大会への障がいのある人の参加を推進していくことが必要です。

また、障がいのある児童の健やかな成長のために、スポーツ・レクリエーションの機会を積極的につくる必要があります。

文化芸術活動については、生涯学習や文化芸術活動への参加しやすい環境づくりを進めます。

【施 策】

1) スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の振興

障がい者団体やボランティア団体と連携しながら、障がいのある人が気軽に参加できるよう運営方法に工夫しつつ、障がいのある人のニーズに応じた各種大会、イベントの開催とその情報提供に努め、参加促進を図ります。

施 策 名	No.94 ふれあいカーニバル“いとしま”の開催
事 業 内 容	障がいのある人の健康増進と障害福祉関係者や市民との交流促進を目的に、障がい者団体や支援施設と連携し、ふれあいカーニバル“いとしま”を開催します。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.95 福岡県身体障害者体育大会などへの支援
事 業 内 容	福岡県身体障害者体育大会への参加支援や障がい者団体などの主催による各種スポーツ、レクリエーション活動を支援します。
担当課・機関	福祉支援課

施 策 名	No.96 文化芸術活動の促進
事 業 内 容	障がいのある人の作品展、芸術祭などの広報活動の充実を図り、出展、参加機会の提供を推進します。障がいのある人の学習活動やサークル活動等への参加促進を図るため、市ホームページなどを通じて情報提供を行います。
担当課・機関	福祉支援課、文化課、地域振興課

2) 生涯学習の充実

障がいのある人が主体的に学ぶことのできる機会を提供するため、だれもが参加しやすい生涯学習環境の整備や講座の開催を推進するとともに、学習ニーズに応じた資料・情報提供の充実を図ります。

施 策 名	No.97 誰もが参加しやすい生涯学習環境の整備
事 業 内 容	障がいのある人が利用しやすいように、生涯学習環境の整備や講座の開催を推進するとともに、学習ニーズに応じた資料・情報提供の充実を図ります。
担当課・機関	生涯学習課

○糸島市障害者福祉長期計画策定審議会規則

平成22年1月1日

規則第99号

改正 平成24年3月30日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、糸島市附属機関の設置に関する条例（平成22年糸島市条例第16号）第3条の規定に基づき、糸島市障害者福祉長期計画策定審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、糸島市障害者福祉長期計画策定に関する事項について、調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長の諮問に係る審議が終了するまでの間とする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、人権福祉部福祉支援課において処理する。

(平24規則9・一部改正)

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第9号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

糸島市障害者福祉長期計画策定審議会委員名簿

氏名	専門分野等	所属・役職等
中原 郁哉	障がい者福祉団体	糸島市身体障害者福祉協会 副会長
○樗木 美鈴	障がい者福祉団体	糸島市手をつなぐ親の会 会長
土生 久美子	障がい者福祉団体	糸島市精神障害者家族会 副会長
古川 哲介	民生委員児童委員	糸島市民生委員児童委員協議会 副会長
挾間 健史	障がい者支援施設	イエローバタフライ合同会社 多機能型事業所 糸島たんぽぽ 管理者
◎末原 浩之	障がい者支援施設	社会福祉法人 のぞみの里 障がい者支援施設 志摩学園 総合管理者
吉村 和浩	就労支援機関	福岡西公共職業安定所 総括職業指導官
花田 敏秀	権利擁護	公益社団法人福岡県社会福祉士会 監事
佐々木 智子	特別支援教育	糸島市立福吉小学校 校長
佐藤 崇	療育及び保護者（家族） 支援	公益社団法人福岡県作業療法協会 糸島こどもとおとなのクリニック リハビリテーション課長
吉永 敦子	精神保健福祉	糸島保健福祉事務所 健康増進課長
井上 英次	地域福祉	社会福祉法人糸島市社会福祉協議会 地域課長
小澤 文美	公募	
友池 はすみ	公募	

敬称略

◎会長 ○副会長

任期：令和2年10月27日から令和3年3月31日まで

用語解説

あ行

●一般就労

一般の企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと

●医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子ども

●オストメイト

事故や病気などの原因により、腹部などに排泄のためのストーマ（人工肛門、人工膀胱）を造設した人のこと

か行

●グループホーム

障がいのある人に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う施設

さ行

●持続可能な開発目標（^{エス・ディー・ジーズ}SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

●情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、情報の利用しやすさのこと

●ジョブコーチ

障がいのある人が就労するにあたり、職場適応に向け、支援を行う人

●成年後見人制度

知的障がいのある人や精神障がいのある人、認知症など判断能力が十分でない人について、本人を守る援助者（成年後見人、保佐人、補助人）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度

は行

●発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの

●バリアフリー

障がいのある人等が社会生活をしていくうえでの障壁（バリア）となるものを取り除くこと

●ピアカウンセリング

同じ悩みや障がいをもつ仲間の日常的なことやサービス利用等の相談、解決策を見出していくこと。



糸島市 人権福祉部 福祉支援課

〒819-1192 糸島市前原西一丁目1番1号

☎ 092(332)2073 (福祉支援課直通)

FAX 092(321)1139

<https://www.city.itoshima.lg.jp>

E-mail fukushishien@city.itoshima.lg.jp
